

令和6年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
第一幼児教育短期大学

1

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	12
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	44
基準 5. 経営・管理と財務	54
基準 6. 内部質保証	64
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	68
基準 A. 地域貢献	68
V. 特記事項	70
VI. 法令等の遵守状況一覧	71
VII. エビデンス集一覧	78
エビデンス集（データ編）一覧	78
エビデンス集（資料編）一覧	79

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1 第一幼児教育短期大学の建学の精神

創設者のことば「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい」に示される『個性の伸展による人生練磨』を第一幼児教育短期大学の建学の精神としている。

これは、創設者の「人間には誰にも、その人でなくてはならない優れた特性、個性がある。これを見つけ、伸ばし育ててゆくのが教育である」とする以下に示す人間存在と教育に対する信念に基づいている。

- 天地万有 ものみな 絶対の真と存在の価値がある。注1)

この宇宙そして天地の間に存在する万物全てに存在の意義と価値がある。生命あるものは誕生したその瞬間から絶対無比の存在となる。

人類が出現して以来 350 万年近い過去から、同じである人間は二人と存在して来なかった、未来もまた二人と同じ人間は存在しえないであろう。

人間は、この世に絶対唯一の存在として、無二の生涯を全うするように決定されていると言えよう。

自己の存在がその生命ある限りどのようにして自己を確立し、そして自己実現に向かって成長していくのか。そこに教育の存在がある。

- 物は心によって価値を生じ、人は教育によって永遠に導く。注1)

個性教育（＝個性を伸展する教育）は、人間一人ひとりの存在意義の深い、個性の違いを認識し尊ぶことから始まる。自己の個性に目覚め、アイデンティティを確立させ、生涯をかけて自己の実現と完成に向けて練磨していくのが『個性の伸展による人生練磨』である。

人間は、生来その人にしかない長所や美点、特質、その人らしさといわれる第一義的個性、仏教で謂うところの《第一義諦＝PARAMA》を有しており、それを教育によって引き出し、永遠に輝かせたいという願いから、大学名にも“第一”の名を冠している。

※ 注1) 学園の建学碑文より

2 基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 短期大学の基本理念

本学の建学の精神は「個性の伸展による人生練磨」である。これは、学園グループの創始者である、都築頼助、都築貞枝の言葉であり、本学園の建学の精神となっている。ここでいう個性とは、各校の個性・特性と、学生一人ひとりの個性という二つの意味合いがあり、人間一人ひとりが持つ個性と可能性を引き出し、教員と学生のふれあいの中で、個人の特性を伸ばすことを意味している。よって「個性の伸展」とは、本学においては個性＝専門性と認識し、天職である幼児教育者（保育者）の育成を基本理念としている。注2)

※ 注2) 本学学則では「幼児教育者」という文言を使用しているが、「保育者」と同義であるため、以後学則等からの引用以外は「保育者」で統一し記載している。

(2) 使命・目的、教育目標

『個性の伸展による人生練磨』という建学の精神に基づき、国家および社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、一般教養ならびに幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的および創造的能力を培い、「幼児教育」という専門性を学生の個性として伸展させ、有為な人材を育成して社会の発展に貢献できる幼児教育者(保育者)の養成を第一幼児教育短期大学の教育目的としている。注3)

※ 注3) 第一幼児教育短期大学学則第1条(学生便覧に記載)

また平成27(2015)年4月に施行された子ども・子育て支援新制度は、保育者を目指す学生にとって必要不可欠な知識や実践課題を提供する役割が増大している。本学は養成校として多様な社会の要請に対処できるような専門的な資質を備えた保育者を育成するため、次の三つの教育目標を掲げている。

- ①子ども、保護者等との信頼関係を構築できる幼児教育者の育成
- ②保育技術・知識および創造力を有した幼児教育者の育成
- ③個性の伸展による自己の人間観の確立を目指す幼児教育者の育成

(3) 短期大学の個性・特色等

自ら保育者を目指すこと自体が個性の伸展につながり、自信をもって社会で活躍し貢献できる能力を身につけさせたいと考えている。本学のカリキュラムは、学生全員が幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を前提に編成されている。教育課程の編成にあたっては、幼稚園教諭としてあるいは保育士として、短期大学卒業後直ちに有為な保育者として貢献できるように、理論だけに偏ることなく演習や実技を多く取り入れて保育の実践能力の育成を目標として構成されている。また、教育実習や保育実習を視野に入れ、効果的な実習ができるように配慮している。

1) 学生一人ひとりと向き合い、個性・能力を伸ばす指導

- ①保育者としての専門性を身につけさせる学習支援
 - ・入学前教育講座(平成30年度より名称変更)を実施
 - ・個々の学生の能力に応じた習熟度別指導を実施
 - ・個々の学生の到達度に応じて補習授業を実施
 - ・科目の特性に応じた教育効果の向上を目指し、少人数教育の実施
 - ・特別補講の実施
 - ・幼児教育研究会
- ②教職員のサポートによる課外活動の支援
- ③相談しやすい環境づくりと学生生活支援
 - ・クラスアドバイザーによる学生相談
 - ・外部カウンセラーとの連携
 - ・学事システムの導入
 - ・経済支援(奨学制度)
 - ・遠隔地スクールバスの運行による通学支援
 - ・隣接したワンルームマンションタイプの指定学生寮の完備

- ・学園敷地内に女子学生専用の女子寮設置

2) 保育の実践能力の向上を目指す指導

- ①保育現場で即応できる幼児教育研究会
- ②1年次からのきめ細かな体系的実習指導
 - ・併設した附属幼稚園との連携
- ③免許・資格取得に向けたカリキュラム構成
 - ・幼稚園教諭二種免許、保育士資格、幼児安全法支援員資格、幼児体育指導者資格、認定ベビーシッター資格、社会福祉主事任用資格、レクリエーションインストラクター資格、スポーツ・レクリエーション指導者、准学校心理士、子ども環境管理士

3) キャリア支援

- ①2年次キャリア講座の開設
 - ・一人ひとりに応じた就職指導
 - ・園や各協会との連携
 - ・附属幼稚園教員による講話（オリエンテーション、キャリア講座内）
 - ・就職支援講座（登録試験対策、礼法指導、テーブルマナー講座、美容講座等）
 - ・学外講師による講話（幼稚園・保育所園長による講話、卒業生による講話、人権教育等）
- ②教職員一体となった就職指導
 - ・「就職活動マニュアル」作成
 - ・教職員による園訪問、就職開拓等
 - ・教職員による履歴書、面接指導等

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

- (1) 昭和 33 年 10 月 1 日：学校法人坂元学園認可
- (2) 昭和 41 年 4 月 1 日：九州工業短期大学開設
- (3) 昭和 42 年 1 月 31 日：九州工業短期大学から九州短期大学に校名変更
機械工学科および保育科の設置認可を受ける。
- (4) 昭和 42 年 3 月 31 日：保育科は厚生労働大臣より保母養成施設指定の認可を受ける。
- (5) 昭和 43 年 3 月 15 日：九州学院大学設置認可、同年 4 月開校
- (6) 昭和 43 年 4 月 1 日：九州短期大学から九州学院大学短期大学部に校名変更
- (7) 昭和 46 年 4 月 1 日：保育科を幼児教育科に科名改称
- (8) 昭和 51 年 4 月 1 日：九州学院短期大学部から霧島女子短期大学に校名変更
- (9) 昭和 53 年 11 月 14 日：学校法人坂元学園破産宣告
- (10) 昭和 59 年 4 月 10 日：法人継続認可、九州学院大学から経営移転引継ぎ
- (11) 昭和 59 年 11 月 1 日：破産終結決定
- (12) 昭和 60 年 4 月 1 日：法人寄附行為変更認可

第一幼児教育短期大学

法人の名称および設置する学校の名称変更

学校法人 都築教育学園 第一幼児教育短期大学

初代学長に都築泰壽就任

- (13) 昭和 60 年 4 月 5 日：第一回第一幼児教育短期大学入学式
- (14) 昭和 61 年 3 月 19 日：第一回第一幼児教育短期大学卒業式
- (15) 平成 3 年 11 月 27 日：理事長に都築仁子就任
- (16) 平成 14 年 8 月 8 日：新理事長に都築美紀枝就任
- (17) 平成 19 年 11 月 16 日：学園総長に都築美紀枝就任
新学長に都築明寿香就任
- (18) 平成 20 年 2 月 1 日：新学長に都築仁子就任
- (19) 平成 21 年 4 月 1 日：入学定員を 50 人から 100 人に変更
10 月 7 日：新図書館設置
- (20) 平成 22 年 9 月 28 日：短大基準協会による第 3 者評価実地調査受け
- (21) 平成 26 年 4 月 1 日：新学長に都築美紀枝就任
- (22) 平成 28 年 9 月 22 日：短大・幼稚園新校舎起工式

2 本学の現況

(1) 短期大学名：第一幼児教育短期大学

(2) 所在地：鹿児島県霧島市国分中央一丁目 10-2

(3) 学科構成

幼児教育科

(4) 学生数

(令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

学 科	入学定員		収容 定員	在 籍 学 生 総 数	在籍学生数	
	令和 6 年度	令和 5 年度			1 年次 (令和 6 年度)	2 年次 (令和 5 年度)
幼児教育科	100	100	200	140 (131)	74 (69)	66 (62)
合 計	100	100	200	140	74	66

注) () 内は女子学生数

(5) 教員数

基幹教員・兼任 (非常勤)

(令和 6 年 (2024) 年 5 月 1 日現在)

学 科	基幹教員数				教員 総数	助手	兼任 (非常勤)
	教 授	准教授	講師	助教			
幼児教育科	5	2	3	1	11	0	14
合 計	5	2	3	1	11	0	14

第一幼児教育短期大学

(6) 職員数

(R6. 5. 1 現在)

	専任職員	嘱託	合計
事務職	3 (2)	2 (0)	5 (2)

注) () 内は女子職員数

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園は、「学校法人都築教育学園 学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」との文言で目的を明記し、同第 4 条で、目的達成のために設置する学校として本学を定めている。【資料 1-1-1】

第一幼児教育短期大学の建学の精神は『個性の伸展による人生練磨』である。これは創設者の「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい」ということばに由来する。【資料 1-1-2】

本学は幼児教育の単科短期大学として、専門性を有した保育者養成を担っている。

本学の建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』に基づいて、学園創設者の「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい」ということばどおり、一人ひとりの学生の良さや可能性を伸ばしつつ、保育者としての専門性を身につけさせ、学生自身が何か一つでも自信を持って取り組めるように様々な手立てを講じて、愛情と知性にあふれる質の高い保育者の養成に努めている。

教育の使命・目的については、学則第 1 条で『個性の伸展による人生練磨』という建学の精神に則り、幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的および創造的能力をもって「幼児教育」という専門性を学生の個性として伸展させ、有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とすると明示している。【資料 1-1-3】さらに具体的な教育目標として次の 3 つを掲げている。

① 子ども、保護者等との信頼関係を構築できる保育者の育成

子どもに対しては、豊かな愛情と公平を旨とし、幼児理解に努め、保護者および同僚の保育者に対しては、誠実かつ品位ある態度で接することができる保育者の育成を目指す。【資料 1-1-4】

② 保育技術、知識および創造力を有する保育者の育成

個性は専門性であると捉え、保育現場が求める実践能力を育成するために、音楽・図工・体育・児童文化・環境などの分野について深く研究する「幼児教育研究会（卒業研究）」の授業などを通して、専門性を高め、自ら学ぶことを怠らない保育者の育成を目指す。

③ 自己の人間観の確立をめざす保育者の育成

保育は人間性の伝達であるともいわれる。実習などを通して保育者としての自覚を促し、人間性豊かで責任感を備えた保育者の育成を目指す。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】 学校法人都築教育学園規程集寄附行為 第 3 条、第 4 条

【資料 1-1-2】 建学の精神（令和 5（2023）年度学生便覧に記載）

【資料 1-1-3】 第一幼児教育短期大学学則第 1 条（令和 5（2023）年度学生便覧に記載）

【資料 1-1-4】 第一幼児教育短期大学学則第 2 条（令和 5（2023）年度学生便覧に記載）

【資料 1-1-5】 建学の精神、教育の基本理念、大学の教育目標、3 つのポリシー
（W e b ページに記載）

[j1_kengaku_r2.pdf\(tsuzuki-edu.ac.jp\)](http://j1_kengaku_r2.pdf(tsuzuki-edu.ac.jp))

【自己評価】

使命・目的、教育目標は建学の精神、学則、W e b ページで具体的に明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項で示したように、本学の使命・目的及び教育目的は、「学則」において明確かつ簡潔に文章化されている。また、これらの基本的事項は、学生に向けては「学生便覧」に「学則」を載せることによって周知し、本学ホームページにおける建学の精神及び教育目的の説明も、簡潔で平明な表現を用いてわかりやすく記述している。

1-1-③ 個性・特色の明示

短期大学の使命・目的は、学則第 1 条に定め、学生便覧等に示している。さらに具体的な 3 つの教育目標は教育課程、学生支援、キャリア教育などの教育活動に反映させ、大学案内、ホームページ等で学内外に明示されている。

教育課程の編成にあたっては、本学の建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』に基づいて、カリキュラムに「幼児教育研究会」を必修科目として設置し、学生が自らの関心に基づいて選択した研究会において専門性を高め、それを学生の個性として伸展させ、有為な人材を育成して社会の発展に貢献できる幼児教育者(保育者)の養成が図られている。

1-1-④ 変化への対応

本学の使命、教育目標は改定していないが、保育を取り巻く環境は大きく変化している。社会のニーズに対応するため、定期的に就職先への調査等を行い、保育現場の声を意識しながら、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの 3 つの方針を設定している。さらにこれらが共通理解されているか、自己点検・評価委員会で検証している。

近年の主だった取組みとして、カリキュラムの見直しを行い、令和 3（2021）年度に、「幼児教育研究会」を設置した。「幼児教育研究会」は「保育」の専門性を高めるために 1 2 の専門分野から学生が学びたい分野の一つを選び 2 年間研究する本学独自のカリキュラムであり、現場で即実践応用できる専門的な知識と技術を習得することで、『個性の伸展による人生練磨』という建学の精神の実現をめざしている。【1-1-6】【1-1-7】

変化に対応する仕組みはあるが、本年度は学科編成や教育理念などの変更は実施していない。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-6】 令和 2 年度第 3 回教授会議事録

【資料 1-1-7】 2023 幼児教育研究（抄録）

【自己評価】

教育・学生支援活動に展開が可能な具体的で簡潔な文章化がされている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は昭和 42（1967）年、幼児教育科 1 学科の単科短期大学として開学以来、今日まで地域社会に貢献できる質の高い保育者養成に取り組んできた。卒業生数は、約 4800 人におよび、卒業生は、地元鹿児島県はもとより各都府県の幼稚園、保育所、施設で保育者として次世代を担う子どもたちの保育に携わり、高い評価を得ているものと受け止めている。それは今までの専門職への高い就職率でも明らかである。しかし近年、少子高齢化が進む中、短期大学、そして養成校として変革の時期を迎えており、本学園の建学理念を教職員・学生が一体となって理解するため、第一幼児教育短期大学ホームページ等で周知を図っていく。

また、養成校を取りまく社会情勢は日々変化している。本学の建学の精神や使命・目的は普遍であるが、今後も高等教育機関として、本学を取巻く環境に対応したものであるか、中長期計画策定時に検証し、更なる改善・向上を図りながら、社会の要請に対応する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的と教育目的は学則に明記され、寄附行為の制定・改定は理事会の議決により、また学則については教授会の協議を経て理事会の承認によって決する過程を経ている。これに加え、教学連絡会において教職員の共通理解を図っていることから、役員、教職員の理解と支持は得られている。【1-2-1】【1-2-2】【1-2-3】【1-2-4】

【エビデンス集（資料編）】

【1-2-1】 学校法人都築教育学園寄附行為 第 44 条

【1-2-2】 第一幼児教育短期大学学則第 1 条 (【資料 1-1-3】と同じ)

【1-2-3】 教育目標 (【資料 1-1- 】と同じ)

【1-2-4】 第一幼児教育短期大学教学連絡会規程

【自己評価】

役員、教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

在学生には学生便覧等を用いて周知するとともに、入学式後の保護者説明会(4月実施)や保護者連絡会(8月実施)においても新入生とその保護者に担当教職員より説明し、さらに前期・後期講義開始前のオリエンテーションでも周知している。

受験生・保護者ならびに高校等には、「大学案内」「ホームページ」、またはガイダンスやオープンキャンパス等を通して周知を図っている。【1-2-5】 【1-2-6】

本学教職員に対しては、年末行事や年始行事における学長講話や入学式の告辞等で学長自ら述べており、学内外の目に触れる主要場所に創立者の建学の精神を記した文字を掲示し、理解を深めている。

【エビデンス集(資料編)】

【1-2-5】 学生便覧

【1-2-6】 建学の精神、教育の基本理念、大学の教育目標
(資料【1-1-5】と同じ)

(Web ページに記載)

[j1_kengaku_r2.pdf\(tsuzuki-edu.ac.jp\)](http://j1_kengaku_r2.pdf(tsuzuki-edu.ac.jp))

【自己評価】

学内外への周知については徹底を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

策定された令和2年度～6年度の経営改善計画では、学園の目指す将来像として、建学の精神『個性の伸展による人生練磨』に基づき、「自らの個性を伸ばし、人間性に溢れ、社会の変化にも柔軟に取り組んでいく進取の精神に富んだそれぞれの分野のスペシャリストを育成する。」としており、学則第1条「本学の目的および使命」および第2条「教育目標」を経営改善計画に反映している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』を根底においた3つの教育目標はそれぞれアドミッションポリシーとカリキュラムポリシーに反映されている。また、使命、目的はディプロマポリシーへと反映され、卒業後は教育目的および中長期的計画が達成されているかどうかの確認を行っている。【資料 1-2-7】

【エビデンス集(資料編)】

【1-2-7】 就職・厚生課 就職先評価調査

【自己評価】

本学の目的及び教育目標に基づき、3つの方針が設定されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

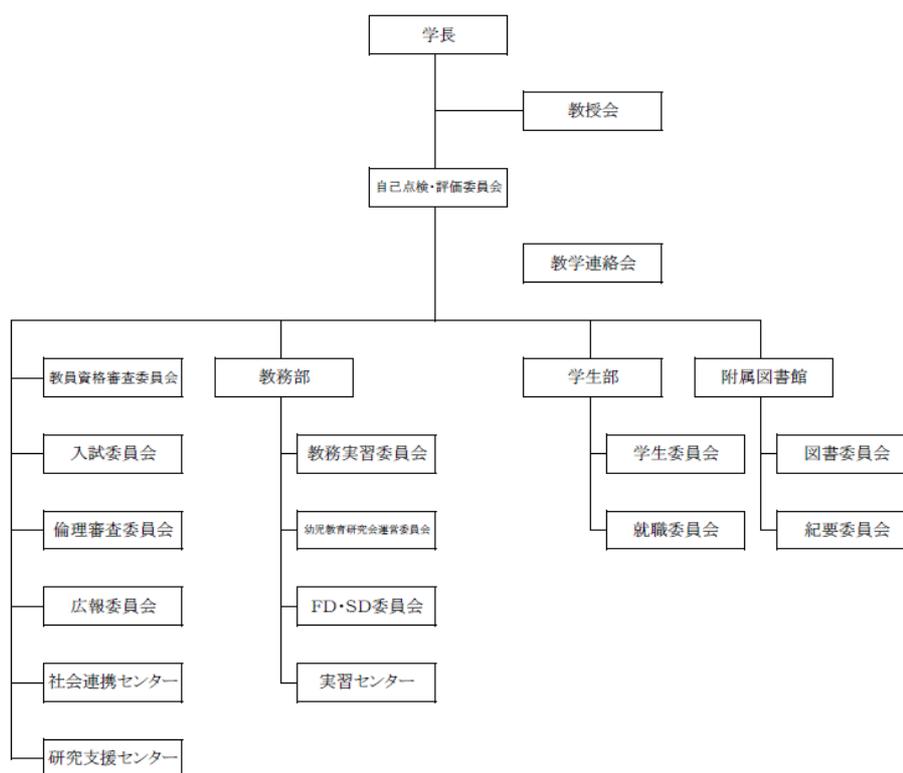
本学の教育目的は、第一幼児教育短期大学学則に定められ、教育目標を実行するための組織体制として、教務部・学生部・附属図書館が整備されている。さらに、令和2年度から教務部の下に実習センターを設置し、図1にある通り、本学が掲げる短期大学の目的および教育目標を実行するための組織体制は整備されている。【1-2-9】

また、生涯学習や出前授業、リカレント教育、ボランティア支援など地域連携・社会貢献を目的とした社会連携センターを設置している。本学の教育研究に係わる重要事項は、各部と連携し、基幹教員及び専任職員で構成する各種委員会で審議され、本学の教授会で学長が決定し、教学連絡会で情報を共有している。【1-2-10】 【1-2-11】 【1-2-12】 【1-2-13】

図1 教育研究の基本的な組織図

コード番号
324

第一幼児教育短期大学 各種会議体組織図



また、令和2年度より、新型コロナウイルスの感染拡大によるオンラインを利用した遠隔授業や、学内外との情報共有、情報発信を実施するにあたり、同法人の系列校である第一工科大学の情報センターに協力を要請し、Wi-Fi 環境の強化、moodle 等学事システム

の導入など学生支援の強化を図っている。令和3年度からは Zoom 以外に Teams を取り入れ、オンライン会議や情報共有、学修支援を行っている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目標、教育目的と3つのポリシーについて、今後社会の要請を踏まえつつ、内容の検討をしていく。すでに実施しているオンラインを活用した授業や行事、受験方式をより学生、高校生のニーズに即した形への改善を検討していく。

【エビデンス集（資料編）】

【1-2-9】 第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程

【1-2-10】 第一幼児教育短期大学社会連携センター規程

【1-2-11】 第一幼児教育短期大学研究紀要委員会規程

【1-2-12】 第一幼児教育短期大学図書委員会規程

【1-2-13】 第一幼児教育短期大学 FD・SD 委員会規程

【自己評価】

本学が掲げる短期大学の目的及び教育目標を実行するための組織体制は整備されている。

[基準1の自己評価]

使命・目的および教育目的は、学則等に明示されており法令に適合している。また全学での理解および学内外周知、法的適合や変化への対応、中期計画、3つの方針の教育研究組織への反映も確保されており、基準1を満たしている。

今後とも、時代の変化を見据え、社会が求める資の高い保育者養成に努める。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

本学は、保育者養成に特化した単科の短期大学である。建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』にのっとり、教育目的である幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的および創造的能力をもって「幼児教育」という専門性を学生の個性として伸展させ、地域社会に寄与貢献できる保育者の養成を行う上で、本学のアドミッションポリシーに基づいた学生の受け入れを行っている。【2-1-1】

本学のアドミッションポリシーの内容はホームページおよび学校案内に掲載され、広く社会に周知されているとともに、募集要項にも明記されている。【2-1-2】

また、オープンキャンパスならびに進学ガイダンス等において、参加高校生および保護者に周知されている。さらに、高校訪問時あるいは高校教員向けガイダンスにおいても、「本学の求める学生像」として、わかりやすく示すようにしている。

【エビデンス集（資料編）】

【2-1-1】 アドミッションポリシー（Web ページに掲載）

資料【1-1-5】と同じ

【2-1-2】 令和 5 年（2023 年度）学生募集要項 1 ページに記載

【自己評価】

入学者受入れの方針は明確に定められており、またその周知も適切に行われている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

【事実の説明】

アドミッションポリシーに沿った学生受け入れの方法として、学校推薦型選抜、総合型選抜（1 期、2 期、3 期、4 期、5 期）、一般入試（前期、後期）、令和 5 年度より公募型推薦のみだった学校推薦型選抜に指定校型推薦を設けた。入試会場としては、本学（霧島市）会場のほか、離島をはじめ県内外からの入学希望者のニーズにこたえる形で県内に 2 会場（鹿児島市、奄美市）、県外に 2 会場（宮崎市、那覇市）の計 5 会場が設けられている。【2-1-3】

このほかに社会人、外国人留学生、帰国子女入学試験があり、過去 4 年間はこれらの制度を利用しての受験者は 0 人であったが、令和 5 年度においては、社会人入学受験者は 3 名であった。

入学者選抜は、いずれも入試委員会の下でアドミッションポリシーに沿った人材を見極めるための入試問題および面談・面接内容の作成を行い、面接者あるいは面談者の選考および合否判定資料作成等において、公正かつ妥当な方法により運用されている。

学校推薦型選抜と総合型選抜では、出願資格として「本学で学びたいと強く入学を希望している者」を明示している。令和5年度入試より、本学の愛称である「ようたん」の知名度向上を目的とした入試等の改革をおこない、総合型選抜を「ようたん入試」と呼称し、入試課題の一つとして「ようたんカード」を使用することとした。令和6年度からは総合型選抜・学校推薦型選抜ともに「ようたんカード」を用いる場合において「ようたん入試」と名称を変更している。

一般入試においては小論文試験と面接を行い、いずれの試験の場合も合否判定は入試委員による判定会において受験者の提出課題、面談結果、調査書等をもとにアドミッションポリシーに従って総合的に判定している。

令和4年度からはWeb出願とオンライン入試を導入した。また、入学を希望する高校生に、本学についてより深く知ってもらえるよう令和5年度からは年7回程度のオープンキャンパスを実施し、従来の教職員主体ではなく、本学学生主体での体制で実施を行っている。講座体験及び本学在生による相談コーナーや学食でのランチ体験、附属幼稚園の園児とのふれあい等を実施している。【2-1-4】 【2-1-5】

【エビデンス集（資料編）】

【2-1-3】 令和5年（2023年度）学生募集要項 1～13ページに記載

【2-1-4】 2024年度オープンキャンパス日程

オープンキャンパス | 第一幼児教育短期大学 | 都築学園グループ
(tsuzuki-edu.ac.jp)

【2-1-5】 令和5年（2023年度）学校案内 17ページに記載

【自己評価】

入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れの方法の工夫、実施と検証が行われている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学の過去5年間の入学者数は、それぞれ令和2年度91名、令和3年度95名、令和4年度67名、令和5年度67名、令和6年度74名である。【2-1-6】

過去5年間の定員充足率は令和2年度から本学入学定員を満たしていないが、文部科学省の示す定員超過率の1.15倍は超過していない。

【エビデンス集（資料編）】

【2-1-6】 過去5年間の入学者数・在籍学生数の推移

【自己評価】

入学定員に沿った適切な学生の受け入れを維持できているが、定員充足には至っていない

状況である。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後 18 歳人口の減少および短期大学および保育系学科進学率の低下にともない定員の確保と安定した数の質の高い保育者を継続的に養成するための方策が必要である。

令和 5 年度より学生主体のオープンキャンパスへと移行し、より高校生のニーズに即したオープンキャンパスを実施している。これに加え、令和 5 年度入試からは入試改革を行い、入試課題を見直して「ようたんカード」を導入し、本学独自の「ようたん奨学生」制度を設けることで、保育、幼児教育に特化し、本学の建学の精神を反映した入試を実施、意欲ある学生への奨学金制度を実施し、支援している。

令和 6 年度からはダブルライセンス以外に取得できる資格を拡充し、幅広い高校生のニーズに対応していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援および授業支援に関する事項は、教務委員会で審議し、教員と職員で構成している教学連絡会で情報共有し、調整を図りながら実施している。

(1) 入学前の支援

・入学前課題

就職・厚生課の職員と保育・音楽・図画工作・体育および一般教養の教員が協働し、総合型選抜・学校薦型選抜合格者に対し課題を送付し入学後のオリエンテーションの際に提出、入学後の授業等に役立てている。【資料 2-2-1】

・入学前教育講座

本学入学予定者には、音楽教員と保育教員および本学附属幼稚園が協働し、入学前教育講座を毎年 3 月に実施している。【資料 2-2-2】

附属幼稚園での園児とのふれあい体験では保育者の具体的なイメージを抱くとともに、ピアノレッスンにおいて入学後スムーズに授業に取り組めるよう促している。

令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、対面によるピアノ個人レッスンと園児とのふれあい体験活動は中止し、教材の送付とピアノの初心者向けレッスン動画の配信を行ったところ、入学時点での 1 年生のピアノレベルがこれまでより向上したことから、令和 4 年度より初心者に限定せず、全学生への事前の教材送付と動画配信による導入教育を行った。コロナ感染症が落ち着いてきた令和 5 年度は、教材送付と動画配信は行った上で、これまで中止していた入学前教育講座を 3 月 7 日（木）に再開

した。新入生 74 名中 35 名が参加し、附属幼稚園園児とのふれあい体験とピアノ個人レッスンをを行った。参加した新入学生は、自分のなりたい保育者像をイメージしながら園児とふれあい、ピアノレッスンを通して練習方法や基礎知識を学んだ。入学後のピアノ技術習得はスムーズであった。

(2) 授業の学修支援

・ 少人数授業

講義系の科目では 1 クラス 50 人前後の編成としているが、演習科目の中でも特に、「子どもと音楽」では、90 分の半分（45 分）を音楽室での一斉授業（20 名程度）、残りの時間をピアノのマンツーマンレッスンとピアノ個室での練習に充てている。「幼児教育研究会」「保育・教職実践演習」などの科目では 5～15 人の少人数編成を実施することにより、科目の特性に応じた教育効果の向上を目指している。【資料 2-2-3】

・ 習熟度別編成

「子どもと音楽Ⅰ」1 年前期のピアノ指導では、個々の学生の入学前のピアノ経験の有無、習得年数を考慮し、初心者カリキュラム、経験者カリキュラムからの選択制でピアノ技術の習得を行っている。学生の能力に応じた教材での指導により、ピアノ技術の習得が適切に行われていると考える。1 年後期より季節の歌や童謡曲の弾き歌いの実践活動に入るが、ここでも個々の力に応じた「正式伴奏での演奏」や「コードネームを使った簡易伴奏による演奏」など、力に合った指導を行っている。【資料 2-2-4】

・ 補習授業

保育実習および教育実習に向けて、指導案作成の指導や模擬保育の実践に対する指導を行っているが、個々の学生の到達度に応じて適宜補習授業を行い、きめ細かい指導を目指している。

またピアノ技術の習得については、個人差が大きいいため、実習および定期試験前には、希望者にピアノ指導を行っている。

なお、学業不振の学生に対し、特別補講を行い、学習サポートを行っている。【資料 2-2-5】 【資料 2-2-6】

・ 幼児教育研究会

導入教育、初年次教育、発展教育として、2 年間かけて学ぶ「幼児教育研究会」を設定している。まず短大での学びへの動機づけ、保育の専門科目を中心とした学修へのスムーズな移行を目的とした初年次教育を行い、各研究会選択後はグループ活動を中心に、学生を主体とした「わくわくこどもフェスタ」「こどもフェスティバル」などの行事への取り組み、その他附属幼稚園をはじめとした地域の園や施設での活動、地域のボランティアなどにおいて達成感や満足感を得られる場を設定している【資料 2-2-7】

・ 実習の事前事後指導

本学は幼稚園教諭、保育士の養成を行っており、資格を取得するためには学外実習（教育実習・保育実習等）が必須となっている。実習の意義はこれまで学内で修得した知識や技術を実習の中で活かし、保育者としての職務を経験するとともに、専門職としての自覚と責任を培うことである。

このような実習での学びをスムーズにすすめるために、令和 2 年度より「実習センター」を設置し、年間を通しての科目横断的な実習指導の充実を図っている。【資料 2-2-

8]

また、実習毎に実習事前・事後指導を実施している。実習事前指導では実習先施設や利用者の理解、実習に必要な書類の準備・添削、事故等への対応等について教育を行っている。実習後には実習事後指導を実施しており、提出書類の確認や実習で経験したことの振り返り、次回実習に向けての準備、幼稚園教諭・保育士として働くための動機付け、経験と知識・技術の体系的な理解について学びをサポートしている。

(3) 出席情報の確認

平成 28 (2016) 年度より、Web 利用の学籍管理システム (キャンパスプラン) 内の出席管理システムを利用している。出席状況について教員が担当科目ごとに出席を入力し、入力された情報は各教員の PC 端末から確認できる。また、教務課ですべての出席状況を把握し、学生指導に活用している。【資料 2-2-9】

令和 4 年度から teams を導入したことにより、学生の休校、欠席連絡をはじめとした情報を逐次教職員のチャンネルで共有し全教職員が把握できるようになっている。【資料 2-2-10】

(4) クラスアドバイザーによる支援

各学年に 4 名のクラスアドバイザーを配置し、学生およそ 20 - 25 名に対し 1 名の教員が 2 年間を通して学生の学修・就職・生活全般にわたる相談や指導などを細やかに行っている。入学時および進級時には個別面談を実施し、教務課、学生課および就職・厚生課、また学生委員会や科目担当教員と連携をはかり、学生一人ひとりに合わせた支援が行える体制をとっている。

欠席状況や単位取得状況等について教務課から連絡を受けたクラスアドバイザーは学生を指導し、また必要に応じて保護者と連絡を取り、学生のサポートに繋げている。さらに、8 月に保護者連絡会を実施し、学生の状況について保護者と情報共有し、クラスアドバイザーとの個別相談の時間を設けている。【資料 2-2-11】

(5) 学修情報の提供

各学年の授業開始前に「前期 (後期) オリエンテーション」を実施している。前期オリエンテーションでは、教務・学生生活・就職などに関する説明と指導を行い、学事日程および履修、単位の取得要領等についての詳しい情報提供を行っている。【資料 2-2-12】

学修や授業に関する学生への情報の伝達は、学内掲示板への掲示の他、Teams およびさくら連絡網を利用し、すべての学生に周知している。

【エビデンス集 (資料編)】

- 【2-2-1】 令和 5 年度 入学前課題
- 【2-2-2】 令和 5 年度 入学前教育講座資料
- 【2-2-3】 「幼児教育研究会」名簿
- 【2-2-4】 「子どもと音楽」クラス編成名簿
- 【2-2-5】 特別補講実施資料

- 【2-2-6】 ピアノ補講資料
- 【2-2-7】 「幼児教育研究会」 オリエンテーション資料
- 【2-2-8】 実習センター規程
- 【2-2-9】 出席管理システム（キャンパスプラン教員用 web ページ）
- 【2-2-10】 Teams ページ資料（サンプル）
- 【2-2-11】 保護者連絡会プログラム資料
- 【2-2-12】 令和5年度前期後期オリエンテーション資料

【自己評価】

入学前教育、習熟度別クラス編成、初年次教育の実施、一人ひとりに対応した実習事前事後指導により学びの支援体制は整備されている。また、クラスアドバイザーによる支援、出席情報および学生情報の確認と情報共有により、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は整備されている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

・ TA等の活用

本学においては2カ年の就業年数であり、学科の特性上1, 2年生共に選択科目や空き時間が少ないことからTA (Teaching Assistant) による学修支援は行っていない。しかし、実習センターでは保育現場での経験を有した事務職員が、実習の補助を行っている。実習関連書類の提出に際し、学生とコミュニケーションを図り、話を聞いたり助言したりなど、適切なサポートを行っている。

・ 障がいのある学生への配慮

短大校舎は玄関をはじめ段差のない構造になっており、エレベーターが2機設置されている。また、2階には多目的トイレが設置されている。また、学生が昼食や休憩時に利用する厚生会館（学生食堂）には障害者用スロープが整備されており、利便性に配慮した取り組みを実施している。

エレベーターの使用や授業の録音など、合理的配慮を求める申し出があった際には、クラスアドバイザーを通して学生委員会で情報収集し、教学連絡会で情報共有して対応をしている。【資料 2-2-13】

・ オフィスアワー

前期・後期ともに、それぞれの教員が週1~2コマのオフィスアワーを設けている。オフィスアワーのスケジュールは1階と4階の学生掲示板に掲示し周知している。【資料 2-2-14】

・ 中途退学、休学および留年などへの対応策

本学における退学者数（退学者数には除籍者も含める）は下記の表の示すとおり、令和4年度は収容定員に対し6パーセントの退学者であったが、令和5年度は1.6%まで減少した。

表 2

退学者・留年者の推移

() 内は除籍者

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
除籍・ 退学者数	7	10 (4)	2
留年者数	4	4	4

退学者、留年者の減少に向けた取り組みとして、学生の成績や生活状況についてなど、教職員が把握した情報は教務委員会・学生委員会または教学連絡会で常に共有している。日常的には teams や教学連絡会等を通し欠席状況や、学生部が収集した学生情報の情報共有を全教職員で行い、欠席が続く学生にはクラスアドバイザーを中心に声掛けや助言、援助を行っている。【2-2-15】

経済的な理由による退学・除籍、留年の可能性がある学生については、奨学金担当の職員が中心となり、経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金手続きについて案内している。また、学費の分納制度の活用や就職・厚生課によるアルバイト情報の提供を行っている。

修得単位数不足や出席状況の悪化による退学者、留年者に対しては、クラスアドバイザーが教務課、学生課職員と情報共有しながら学生の情報を把握し、課題のある学生について早期に発見し、対処できる体制を整えている。クラスアドバイザー制度については、各学年の前期始期（4月）にオリエンテーションを行い、クラスアドバイザー担当教員の紹介を行うとともに、クラスアドバイザーによる個別面談を実施している。なお、8月の保護者連絡会を実施し、学生の学修状況や出欠情報などを保護者に伝え情報共有を図り、その後の学生指導へと還元できるよう取り組んでいる。【2-2-16】

令和5年度からは学内カウンセラーと外部カウンセラーが連携し、学生の悩みや不安の早期発見のためスクリーニングテストや面談を行い、学生委員会や、教学連絡会等で当該学生に関する情報交換を行い退学者、留年者の減少対策に努めている。【資料 2-2-17】

【エビデンス集（資料編）】

【2-2-13】 合理的配慮資料

【2-2-14】 オフィスアワー一覧

【2-2-15】 学生情報一覧（サンプル）

【2-2-16】 【2-2-11】 保護者連絡会資料と同じ

【2-2-17】 カウンセリング用アンケート書式

【自己評価】

校舎内のバリアフリー環境は整備されており、障害のある学生に配慮されている。また、オフィスアワー制度は適切に実施されている。

中途退学、休学および留年への対応は、カウンセリング体制の強化やクラスアドバイザーと教務委員会、学生委員会および教職員間の情報共有が teams などを活用し盛んに行われたこと、先輩・後輩の交流や附属幼稚園児との交流を早期にかつ継続的に実施したこと

などにより前年度までと比して退学者数が大幅に減少した。また、令和6年度の留年者は0である。令和5年度は、新型コロナウイルスの5類への移行により、サークル活動の充実や学友会を中心とした行事が盛んにおこなわれ、また、令和3年度から立ち上げた「幼児教育研究会」を1,2年生合同で研究会ごとに活動する形とし、学年やクラスを超えた交流が活発になった。なお、1年生は研究会選択前の4月および5月に附属幼稚園で園児と関わる機会を増やしたことで、学びの動機づけや就学意欲が向上し、退学者の減少につながったと考えられる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学における退学者の主な理由は経済的理由の他、「進路転向」「学習意欲の低下および成績不振」「留年決定による退学」「人間関係」が挙げられる。本学は保育者養成校かつ幼児教育科のみの単科の短期大学であるため、入学以前から進路に迷いのある学生、欠席がちな学生、学習意欲の低い学生または幼児教育に関しての知識に欠ける学生は思い描いた学生生活とのギャップのため退学を選択することが多い。また、成績不振により免許資格の取得が困難となり、経済的理由によって留年を選択できない場合において、免許資格の取得を諦めて「卒業のみ」を選択する学生もいる。よって、令和6年度以降も幼児教育以外のキャリアも目指せる資格取得の充実を図る。

また、入学後のミスマッチが起こらないよう、進学ガイダンスやオープンキャンパス等で職業および幼児教育系の短期大学についての理解をより深められるよう丁寧な説明に努めるとともに、入学前教育、および初年次教育のさらなる充実を図る。

人間関係や進路への悩み、実習不安などについては、先輩後輩の交流ができる場を拡大し、学生によるピアサポートの体制づくりや、クラスアドバイザー・教務部・学生部・保護者が連携して、状況に応じて学生に対応する制度作りに努める。

なお、心身に課題を抱える学生については、入学前の段階で本学に情報が入っていないこともあるため、入学前の段階で出身高校とも情報共有を緊密に行い、また、カウンセラーとも連携してサポート体制を整えより充実した学生相談室を設置・運営していく予定である。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

本学では、就職支援体制として、就職・厚生課および就職委員会が中心となって1年次の前期オリエンテーション時から就職ガイダンスを計画実施し、学生への意識づけを早期の段階から行っている。また、クラスアドバイザーが状況に応じて個々の学生の就職の相談に応じるなど、教員と職員が協働して就職支援を行っている。

2年次には通年科目である「キャリア講座」を設け、外部講師を招聘するなどして年間を通して個々の学生の就職への意識を高め、能力および適正を把握するとともに、就職活動を円滑にすすめられるように支援している。その中で、礼法指導や小論文指導などもキャリア講座内で行い、就職試験を受験することが決まった学生に対しては就職・厚生課職員や教員が面接指導を、実技試験等に関しては各専門分野の教員が個別に行っている。

【資料 2-3-1】

また学内の支援体制として、就職委員会規程を定め、就職・厚生課と2年生のクラスアドバイザーを含む就職委員会が緊密に連携して学生の就職支援を実施している。【資料 2-3-2】

求人票の公開は就職・厚生課内の閲覧用求人票綴りに綴じており、また、同じものを掲示板に地区ごとに掲示して学生が閲覧しやすいよう配置している。

就職担当者による卒業生の就職先訪問も毎年実施しており、卒業生の就労状況の確認および就職先からの要望の把握などに役立てている。【資料 2-3-3】

教育課程内においては、本学は文部科学省より教員養成課程、厚生労働省より指定保育士養成施設の認定を受けており、所定の科目を履修することによって、卒業と同時に「幼稚園教諭二種免許」と「保育士資格」を取得できるようカリキュラム編成を行っている。開学以来、ほとんどの卒業生がこれら2つの資格を取得し、取得した免許および資格を活かした就職の実現がなされており、過去3年間の就職斡旋希望者の就職率は100%、うち専門職への就職は96.6%(3年間の平均)である。【資料 2-3-4】 【資料 2-3-5】

また、様々な雇用形態に対応できるよう「社会福祉主事任用資格」および「認定ベビーシッター資格」の取得も可能である。

教育課程外においては、子どもを取り巻く社会の変容や保育現場からのニーズに応えて、平成20年度より、日本赤十字社の認定する「幼児安全法支援員」の資格取得および平成26年度より公益財団法人日本幼少年体育協会が主催する「幼児体育指導者検定」、令和3年度より認定NPO法人芸術と遊びの創造協会が主催する「おもちゃインストラクター」検定を本学で実施している。また、令和4年度からは「レクリエーションインストラクター」資格取得の認定校となっている。令和5年度はこれらに加え、「こども環境管理士」「手話検定」を実施、「准学校心理士」資格の科目認定の申請も行った。各講習の受講者および合格者実績は、表3-1から表3-6のとおりである。

表 3-1 幼児安全法支援員講習 受講者・合格者実績

令和5年度 9月7日、9月8日

受講者数	10名
検定試験合格者数	10名

第一幼児教育短期大学

表 3-2 幼児体育指導者講習 受講者・合格者実績

令和 5 年度 7 月 29 日、7 月 30 日、9 月 30 日、10 月 1 日開催

受講者数	29 名
2 級検定合格者数	24 名
1 級検定合格者	5 名

表 3-3 おもちゃインストラクター指導者講習 受講者・合格実績

令和 5 年度 12 月 2 日開催

受講者数	19 名
検定試験合格者数	19 名

表 3-4 レクリエーションインストラクター養成課程 認定者実績

令和 5 年度 (カリキュラム内)

受講者数	17 名
資格認定者数	17 名

表 3-5 こども環境管理士

令和 5 年度 11 月

受講者数	8 名
資格認定者数	2 名

表 3-6 手話検定

令和 5 年度 3 月 13 日開催

受講者数	9 名
資格認定者数	7 名

本学は 2 ヶ年の修業期間であり、保育士資格と幼稚園教諭二種免許を取得するにあたって 2 年間で土日を除き 55 日間の実習を設けているため、インターンシップは実施していないが、既定の実習以外に附属幼稚園の行事支援には全学生が配属され、ボランティアを兼ねた現場経験を積むことができる。また、令和 3 年度は新型コロナウイルスのため直前の中止となったが、令和 4 年度からは一年生は夏季休業期間に 3 日間の自主実習を行っている。【資料 2-3-6】

また、ボランティアとして、第一幼児教育短期大学レオクラブを中心に地域の清掃活動や献血ボランティアなどへの参加、学友会を中心に霧島市の夏祭りにおいて商工会議所と連携し、子どもたちを対象とした「遊びの広場」の企画・準備・実施、令和 2 年度からは社会連携センターと連携し、上記活動の他に霧島市こどもセンターや、霧島市と第一工科大学の連携事業である空き家活用の一環に参加し、地域の小学生を対象に読み

聞かせ会を行うなど霧島市を中心とした、地域や保育施設でのボランティア要請に応えられる体制を整えている。【資料 2-3-7】

また、令和 5 年度からはコロナ禍で中断していた県内の実習園との対面による連絡会を再開し、実習先でもあり、就職先ともなる地域の保育所、幼稚園等との情報共有を密に行っている。【資料 2-3-8】

【自己評価】

本学は、本実習以外にも附属幼稚園での観察実習や行事支援実習、1 年次夏季の自主実習など、早期から細やかな現場体験を積み、特に地域との結びつきや保育に特化したボランティア活動を行うことで就職への意識付けに繋がっている。

また、就職及び就職後も活用できる様々な資格取得を推奨していること、就職・厚生課職員と教員が連携して実施する、社会人としてのレディネスを身に付けることを目的とした「キャリア講座」を実施し、全学的に学生一人ひとりに応じた就職活動を支援している。そのため、就職希望者の就職率は 17 年連続 100%を継続し、令和 5 年度は 9 割以上が免許資格を活かした専門職に就職したことからも、教育課程内外を通じて社会的・就業的自立に関する指導のための体制は整備され、適切なキャリア支援が実施されていると判断している。

(3)2-3 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神である『個性の伸展による人生練磨』を教育の信念とし、就職支援においてもそれを具現化できるように全教職員が努めているところであるが、2 ヶ年間の修業期間において、学生は十分なインターンシップやボランティア活動の時間を取りにくい現状がある。就職後のミスマッチを生じさせないため、今後も就職活動中の自主実習や園見学などを推奨していくとともに、就職園・実習園との連携を引き続き図っていく。

また、令和 6 年度からはスポーツ・レクリエーション指導者やこども環境管理士の資格を取得できるカリキュラムを導入し、さらに星槎大学と連携することで希望者は小学校教諭二種免許が取得できるようになることから、進学や専門職以外の就職を希望する学生についてもサポートができるよう、就職先の開拓等を積極的に行っていく。

【エビデンス資料（資料編）】

- 【2-3-1】 キャリア講座スケジュール表
- 【2-3-2】 第一幼児教育短期大学就職委員会規程
- 【2-3-3】 就職先継続追跡調査結果（令和 5 年度）
- 【2-3-4】 就職の状況（過去 3 年間）
- 【2-3-5】 第一幼児教育短期大学職業紹介業務運営規程
- 【2-3-6】 令和 5 年度 自主実習名簿
- 【2-3-7】 社会連携センター規程
- 【2-3-8】 令和 5 年度 保育実習連絡会、教育実習連絡会資料

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(1) 生活支援

- 生活支援については、各クラス担当のクラスアドバイザー、学生委員会、教務委員会、就職委員会と、教務課、学生課および就職・厚生課が連携を図り、協力して学生支援にあたっている。特に新入生に対しては、入学当初にクラスアドバイザーの紹介および個人面談を実施し、スムーズに短大生活に移行できるように工夫している。また、各学年とも前期・後期の講義始めにオリエンテーションを実施し、アンケートと面談による学生の生活状況等の把握を行っている。また、オリエンテーションでは、教務関連、学生生活関連、就職関連ほか奨学金についての説明を行っている。【資料 2-4-1】

また、8月の保護者連絡会では、在学生の保護者対象に短大の概要や就職関連の説明のほか、クラスアドバイザーや教科担当者が面談を行い、学生の出欠状況や成績の他、学内での状況等を伝え、保護者と連携して学生一人ひとりを支援する体制を整えている。【資料 2-4-2】

- 毎年、5月に学友会主催の「新入生歓迎遠足」を実施しており、上級生や教職員との交流を通じて、入学直後の不安を軽減するとともに学生生活に対する情報交換や意欲向上につなげているが、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となり、学友会を中心に、オリエンテーションの際の学生交流レクリエーションや3カ月ごとの「お誕生会」やスポーツ大会、小規模学園祭、ハロウィンやクリスマスなどの季節の行事、抽選会などを行うことによって学生同士の交流を図った。令和5年度は新型コロナウイルスの5類への移行を受け、遠足を企画したが雨天により急遽学内でのスポーツ交流会とBBQを開催し交流を実施した。

【資料 2-4-3】

(2) 学修支援

- 各学年の前期・後期が始まる前に「前期（後期）オリエンテーション」を実施している。オリエンテーションでは各学年、各期に応じた資格・免許に必要な科目履修について詳細に説明し、学習目標をしっかりと理解させようとして各期の講義をスタートさせている。【資料 2-4-4】
- 入学前課題、入学前教育講座を実施し、入学後の講義については少人数のグループで行う講義やクラス横断、学年横断で交流できる時間を設けている。それにより、新入生と2年生の交流や学生と教員の信頼関係を築く工夫がなされている。また、専門科目の一つであるピアノでは、学生の習熟度に応じてカリキュラムを選択するとともに、個別指導を通して学生の進捗状況に応じた教育を実践して

いる。【資料 2-4-5】

(3) 通学支援

公共交通サービス網が脆弱な地方の特性を考慮し、鹿児島県内および宮崎県の一部のエリア（7 方面）にスクールバスを運行し、多くの学生が自宅から通学できるように便宜を図っている。また、令和 5 年度から短期大学専用の路線で大口伊佐方面への運行を開始した。【資料 2-4-6】

令和 6 年 5 月現在、各方面別の乗車数は表 4 のとおりである。在学生の 49% が利用し、学生にとって重要な移動手段となっている。

表 4

通学バス利用者数（人）

（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

	鹿児島	串木野	出水	志布志	三股	鹿屋	大口	利用者合計	学生数
1 年生	6	1	3	5	8	9	1	33	74
2 年生	3	1	4	5	8	12	2	35	66
合計	9	2	7	10	16	21	3	68	140

図 2

運行図



(4) 学生相談

- ・ 学生の相談に関する窓口として、教務課、学生課や就職・厚生課、保健室があるととも、クラスアドバイザーが適宜、学生への個別面談を実施するなど柔軟に対応している。また、教務課、学生課ではキャンパスプラン等で学生の欠席状況を把握し、欠席が続いている学生を早期に発見できるようにしている。欠席の多い学生についてはクラスアドバイザーと学生部・教務部が連携し、個別面談を実施するなどの対応を取っている。【資料 2-4-7】
- ・ 令和 2 年度より外部カウンセラーを導入し、予約制の他、定期的に学生面談を行っているが、自主的に予約を取ってまで相談に行く学生が少なかったため、令和 3 年度からは年度初めにカウンセラーの紹介を行い、その後顔合わせも兼ねてすべての学生が少なくとも最初の一回は個別面談を受けるよう調整した。また令和 4 年度以降、外部カウンセラーと連携した授業を実施するなど、カウンセリングの利用を促進する取り組みを実施している。さらに令和 5 年度からは公認心理師資格をもつ基幹教員が外部カウンセラーと連携し、学生の心理的ケアに努めている。【資料 2-4-8】
- ・ セクシャルハラスメントおよびその他のハラスメントへの対応については、「第一幼児教育短期大学ハラスメント防止に関する規程」で定めており、ハラスメント委員会を設置し、教職員にハラスメントに関する情報共有を実施するとともに、掲示板に相談窓口等の案内を掲示するなど、学生への周知を図っている。また相談員（教員 2 名、事務 2 名）を決め、相談が寄せられた場合には対応を協議することとなっている。【資料 2-4-9】

(5) 健康管理

- ・ 学校保健法および都築教育学園保健管理規程第 5 条・第 6 条に基づき全学生に対する定期健康診断を毎年 4 月に計画・実施し、その診断結果について通知するとともに、所見のある学生には専門医の受診等を指導している。
- ・ 本学では保育士・幼稚園教諭の養成を行っていることから学生が学外に実習に出る機会が多い（1 年次 2 回、2 年次 3 回）。感染症予防の観点から、入学時に本学指定の感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）について抗体検査を実施し、抗体のない者については抗体を接種するよう義務付けている。また、冬季の実習に際してはインフルエンザワクチンの接種を推奨し、実習に参加させている。【資料 2-4-10】

また、「保健講義」等の授業内において危険ドラッグについての講話を実施し、薬物乱用の予防対策を講じている。

(6) 保健衛生

- ・ 学生の保健衛生に係る施設として「保健室」を整備している。保健室の使用目的は、軽度の負傷や疾病等に対応するほか、医療機関に搬送するための一時的待機所として使用している。対応にあたっては看護師・保健師資格を有する教員が主となり対応している。
- ・ 感染症の流行期には地域の感染症発生状況を把握、伝達するとともに、消毒薬の設置、マスクの配布などの感染症予防対策を講じている。また、玄関、各階、各教

室前に手指消毒用のアルコール消毒液を常備している。【資料 2-4-11】 【資料 2-4-12】

(7) 経済的支援

- 本学における経済的支援の中心は奨学金制度の活用となっている。奨学金としては「日本学生支援機構」「あしなが育英会」「一般社団法人 生命保険協会 保育士養成給付型奨学金制度」等のほか、地方自治体による奨学金、各種財団等による奨学金などがある。令和3年度から「専門実践教育訓練給付制度」の申請を行い認定されている。
- 奨学金に関する諸業務は奨学金担当の事務職員が担当している。新入学生に対しては、入学後すぐに奨学金に関する説明会を開催し、詳細について説明している。また、新入生、在学生ともに担当職員へ相談を行い、対応している。
- 本学独自の奨学金制度である「ようたん奨学生制度」は入学試験と同時に申請することができ、1年間奨学金の対象となる。2年次に進級する際は、1年次の成績基に学業成績優秀者を選定し、当該学生については2年次の授業料を減免している。【資料 2-4-13】 【資料 2-4-14】
- 学生が教育研究中や保育・教育実習中に事故等にあつた場合に備え、全学生を対象にした保険（日本国際教育支援協会「学生教育研究災害傷害保険」、全国保育士養成協議会「実習総合補償制度」）へ加入し、その費用の全額を大学が負担している。【資料 2-4-15】 【資料 2-4-16】
- 学費納入に関して分納制（年2回）をとっている。また、期日までに学費が納められない場合等については、保護者からの届出により延納を認めている。【資料 2-4-17】
- アルバイトの斡旋については、就職・厚生課が窓口となり、求人内容を精査した上で学生に情報を提供している。【資料 2-4-18】

(8) 課外活動

- 本学には現在、5つのサークルおよび学友会がある。各団体が活動で使用するための場所（リズム室、音楽室、講義室、体育館、アゼリアホール等）を用意するほか、活動費の補助を実施している。また、各団体には顧問や監督、部長等が教員の中から就任しており、活動のサポートを行っている。
- 大会参加等への移動には教職員がマイクロバス等で送迎支援を実施し、学生の交通費等の負担軽減を支援している。また、宿泊を伴う場合には宿泊費の支援を実施している。【資料 2-4-19】 【資料 2-4-20】
- 令和2年度より社会連携センターを設置したことにより、本学学生が霧島市の行事等に参加する際には、教職員がサポートしており、霧島市夏祭りや子どもセンターなどでのボランティアに参加している。【資料 2-4-21】

(9) 学生表彰

- 学生表彰については、学則第52条の規程に基づき、「学生として他の模範となる行為」について表彰を行っている。（学業成績優秀賞など）【資料 2-4-22】
表彰選考は教授会の意見を聴いて学長が決定している。

(10) 福利厚生施設

- ・ 第一工科大学内にある厚生会館 1 階に学生食堂を設けている。利用時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 50 分となっている。学生は昼食を摂るほか、友人との談話や課題に取り組むなど自由な時間を過ごしている。
- ・ 遠方出身者（特に離島出身者）のために学校近くに指定学生寮を設けている。特に女性寮は外部委託となっており、防犯上の観点から管理人を常駐させ安全面に配慮している。また、指定寮に加え、令和 5 年度より学内に女子寮を設け、より遠方出身者のニーズに対応できる体制を整備している。【資料 2-4-23】

(11) 社会人、編入、転入学生等への支援

- ・ 社会人入学について、本学学則第 63 条に規定されている。
- ・ 転入学については、学則第 31 条に基づき、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が転入学を許可することとしている。なお、転入学後の履修等については、入学前に履修した科目および単位について学則第 18 条、19 条の規程により認定後、在学期間を決定している。【資料 2-4-24】

(12) 学生アンケートの実施

学生生活に関する状況や意見・要望を把握する方法として前期、後期の始期にクラスアドバイザーがアンケートを実施している。アンケート結果は個人面談に反映され、単にアンケートを取るだけではなく、学生と教員の対話を重視しながら意見・要望の把握を実施している。その他、心理系教員が悩みに関するアンケートやスクリーニングテストを行い、学生委員会共有、クラスアドバイザーに情報提供し、カウンセリングや学生対応に反映させている。また学内に意見箱を設け、学生からの意見を学生生活の向上に反映させている。

なお、各クラスアドバイザーは学生から聞き取った情報について守秘義務に留意しながらも支援が必要な場合については教学連絡会で情報を共有し、対応にあっている。

その他、授業アンケート、定期的な学生意識調査、いじめ・ハラスメントアンケートなどを実施し、学生指導や支援に役立てている。【資料 2-4-25】

アンケートの結果、令和 4 年度から女子の制服のスラックス導入が決定した。

【エビデンス集（資料編）】

- 【2-4-1】 オリエンテーション資料【資料 2-2-9】と同じ
- 【2-4-2】 保護者連絡会資料
- 【2-4-3】 学友会行事予定表
- 【2-4-4】 令和 5 年度前期・後期オリエンテーション資料（教務）
- 【2-4-5】 クラス編成名簿【資料 2-2-4】と同じ
- 【2-4-6】 キャンパスプラン web 画面【2-2-7】と同じ
- 【2-4-7】 スクールバス時刻表
- 【2-4-8】 学生支援・相談室の総括（2023）
- 【2-4-9】 第一幼児教育短期大学ハラスメント防止規程
- 【2-4-10】 抗体検査結果証明書
- 【2-4-11】 保健室の利用状況

- 【2-4-12】 都築教育学園保健管理及び安全管理規程（804）
- 【2-4-13】 学生便覧 35 ページから 38 ページ 「奨学金制度に関すること」
- 【2-4-14】 第一幼児教育短期大学奨学生授業料等減免規程（721）
- 【2-4-15】 学生便覧 34 ページ 「学生教育研究災害傷害保険に関すること」
- 【2-4-16】 実習実施要項
- 【2-4-17】 第一幼児教育短期大学学費納入規程
- 【2-4-18】 学生便覧 34 ページ アルバイトに関すること
- 【2-4-19】 学生便覧 42 ページから 44 ページ
第一幼児教育短期大学学友会会則
- 【2-4-20】 学生便覧 43 ページ 学友会会則 第 15 条
- 【2-4-21】 社会連携センター規程
- 【2-4-22】 学則第 9 章 53 条
- 【2-4-23】 学生寮に関する資料（パンフレット）
- 【2-4-24】 学則第 13 章
- 【2-4-25】 学生アンケート資料

【自己評価】

学生生活の安定のために様々な支援を行っており、十分に機能している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも学生生活や学修について学生の意見を教育、指導、支援に反映させていくことが求められる。学生意識調査などアンケート内容や実施時期および実施回数などの見直しを適宜行い、学生生活の満足度向上に努める。また、学生相談の窓口としてクラスアドバイザー、教務課、学生課、心理カウンセラーが配置されているが、それぞれの連携の在り方を再度見直し、迅速に対応できるよう努める。

なお、教職員からのアプローチだけでなく学生が自ら学修状況を把握できるように、キャンパスプランの学生閲覧ページを作成することも検討していく。

令和 6 年度からは学生が適宜気になったことを投稿できるよう 2 次元バーコードでの「意見箱」の設置と、令和 5 年度から試験的に設置した学生相談室を本格的に運営、拡大して学生サービスの向上に努めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

教育研究活動に必要な施設設備は、短期大学設置基準および本学の教育目的に沿って、整備しており、教育課程の教授に必要な施設設備を充足し、有効に活用している。

(1) 校地・校舎の整備

校地の面積は表 7-1 に示す。短期大学設置基準第 30 条の基準（収容定員学生一人当たりの校地面積：10 m²）を満たしている。校舎の面積は表 7-2 に示す。短期大学設置基準第 31 条（別表第 2 イ）の基準（教育学・保育学関係収容定数 200 人までの場合の面積）を満たしている。

表 7-1 校地の面積（収容定員 200 人）

	学生一人当たりの校地面積	校地面積
基準	10.0 m ² /人	2,000 m ²
校地面積	116.5 m ² /人	23,295 m ²

表 7-2 校舎の面積（収容定員 200 人）

	校舎面積
基準	2,350 m ²
校舎面積	6,670 m ²

(2) 校舎施設

校舎は、平成 29 年度に新設した建物ソラトピア内にあり、教場は講義室 8 室、ピアノ練習室 26 室、実習室 2 室を整備し、座学講義、実技、研究等に利用している。

(3) 運動場および体育館等

体育施設は、主として多目的ホール(アゼリアホール)を利用している。体育館は学園で共同使用しており、学校相互間の調整により支障なく運用している。

(4) 情報処理環境

第一工科大学に情報センターが設置され、本学の情報処理教育およびインターネット接続環境を含む情報処理システムを管理・運用・整備している。

コンピュータは、本学教育に必要な台数は十分に確保され活用している。

(5) AV (Audio Visual) 設備

AV 設備（プロジェクター、OHC、VTR・DVD、LAN 端末）は、各講義室等整備し、教育効果の向上を図っている。

(6) 施設設備の適切な管理・運営

施設設備は、法人事務局管財課と連携し改善に努めている。

また、消防設備・電気設備・給排水衛生設備の保守・点検業務、警備業務など専門性が要求される業務は外部の専門業者に委託することにより、確実な保守管理を徹底し、教育研究活動を安全かつ円滑に行える環境の保持に努めている。

学内の警備は機械警備のほか、平日夜間および休日に警備会社の警備員が巡回を行うとともに非常時に対応できる体制をとっている。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】

【エビデンス集（資料編）】

- 【2-5-1】校地・校舎等の面積（データ編【5-4-5】と同じ）
- 【2-5-2】教員研究室の概要（データ編【5-4-5】と同じ）
- 【2-5-3】講義室、演習室、学生自習室等の概要（データ編【5-4-5】と同じ）
- 【2-5-4】学生閲覧室等（データ編【5-4-5】と同じ）
- 【2-5-5】その他の施設の概要（データ編【5-4-5】と同じ）
- 【2-5-6】情報センター等の状況（データ編【5-4-5】と同じ）

【自己評価】

校地、校舎面積は基準を満たし、各種設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備ならびに運営・管理は適切に行われ、基準を満たしている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

附属図書館

・図書館の施設

図書館は、平成 29 年度に新設した校舎ソラトピア 1 階と 2 階に、学園内併設校の第一工科大学との共用図書館として運用している。閲覧座席数は収容定員の 36%の 72 席を確保している。

・図書・学術資料等の整備

図書・学術資料等の整備は、本学の基本理念に沿って授業で得た知識の更なる向上及び新たな知識探究の支援を狙いとして行っている。

資料収集にあたっては、本学の専門に関わる幼児教育情報を体系的に収集することを目指し、教員の推薦、学生の要望、出版社等からの情報等により選書・購入している。

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の図書等の所蔵数は 11,880 冊である。

・図書館の利用

図書館の利用については、4 月にオリエンテーションにおいて、図書システムを説明し、学生が図書等を有効に活用できるようにしている。また、閲覧室は学生の自習室としての役割も果たしている。【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

平成 29 年より新校舎移設に伴い、エレベーター 2 基を設置している。また、車椅子一台、担架 2 台を常備しており、不測の事態に備えている。【資料 2-5-9】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、1 学年を 2 クラス（A、B）に分け、通常 1 クラス単位（約 40 名）で授業を行っている。音楽科目（子どもと音楽Ⅰ・Ⅱ）では 1 クラスを 2 グループ（約 20

名)に分け、一斉講義(1年次は歌唱法、2年次は童謡指導法)とピアノ個人レッスンを行っている。これまでは2年次に行っていた卒業研究を、幼児教育研究会と統合し、学生を1・2年生合同の12グループに分けて、より専門性の高い教育を実施している。

以上、授業を行う学生数については、教育効果を向上させるためにクラス分けあるいは小人数教育を適切に行っている。

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

平成29年10月新校舎移転以来、それまで二つに分かれていた校舎が一つに統合され、学習環境が大幅に改善されたが、卒業研究などの人数学習やアクティブラーニングなどの充実を目指す場合の教室等の活用方法、機材等の充実が課題であるため、検討を進める。また、校舎のさらなる安全対策や図書館を中心としたラーニングコモンズの設置も検討していく。

【エビデンス集(資料編)】

【2-5-7】 図書、資料の所蔵数(データ編【5-4-5】と同じ)

【2-5-8】 第一幼児教育短期大学附属付属図書館利用規程

【2-5-9】 第一幼児教育短期大学防火管理規程

【自己評価】

各施設、図書館等を有効に活用し、利便性に配慮した取り組みを実施している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では学修指導等の改善に向けた取り組みの一環として授業アンケートを実施している。授業アンケートは全科目を対象に半期科目は各期の13回目の講義を目途に実施し、通年科目については28回目の講義を目途に実施している。

授業アンケートの内容は学生自身の受講態度(授業への取り組みなど)、授業内容および難易度、教員の講義に対する熱意や平等性、指導の工夫、満足感となっている。授業アンケートの結果はFD・SD委員会において集計し、分析したものを公表し教職員間で情報を共有している。また、これらの授業アンケートの結果を受け各教員は各項目の改善点を提出し、次年度のシラバスに内容を反映させるとともに、自己研鑽を図り講義内容の工夫にあたっている。【資料2-6-1】【資料2-6-2】

学生意識調査を前期と後期に実施している。また、いじめ・ハラスメントアンケートを後期に実施し、調査結果について学生部をはじめとした関係部署で改善策を検討し、学生指導に反映している。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

【エビデンス資料（資料編）】

【2-6-1】 授業アンケート設問内容

【2-6-2】 令和 5（2023）年度授業評価結果報告書

【2-6-3】 学生意識調査結果（令和 5 年度 1・2 年生）

【2-6-4】 いじめ・ハラスメントアンケート結果（令和 5 年度）

【自己評価】

学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に適切に反映している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では入学時点でクラスアドバイザーを中心としたアンケート調査と個別面談を行い、その後も定期的に面談を実施して学生の経済状況や心身の健康、学修や就職への不安などを把握できるよう体制を整えている。令和 2 年度からは学生部の管轄のもと外部カウンセラーを導入、令和 5 年度からは公認心理師の資格を持つ本学教員による学内カウンセリングの実施やスクリーニングテストを実施し、学生の悩みの早期発見と対応に勤めている。検討が必要な内容について、学生委員会や教務委員会で検討し、教学連絡会および教授会で共有され、対策を講じている。【資料 2-6-5】

また、定期的に学生意識調査、いじめ・ハラスメントアンケートを実施している。令和 3 年度以降、google フォームや Teams フォームを用いてスマートフォンから気軽に入力できるようになったため、より細かく学生の意見を聞くことが出来るようになり、集計や共有もすぐに行えることから、即座に学生指導・支援に活用しやすくなっている。

【自己評価】

学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に適切に反映している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活全般に関する状況や意見・要望を把握する方法として前期、後期の開始時にクラスアドバイザーがアンケートを実施している。その他、学生委員会が学生意識調査を実施し、学修環境をはじめとした学生の意見要望を把握している。

なお、各クラスアドバイザーは学生から聞き取った情報について守秘義務に留意しながらも支援や環境改善が必要な場合については教学連絡会等で情報を共有し、対応にあたっている。【資料 2-6-6】

【エビデンス資料（資料編）】

【2-6-5】 学生支援・相談室総括（令和5年度）【2-4-8と同じ】

【2-6-6】 クラスアドバイザー用アンケート書式

【自己評価】

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備改善に活用しており適切である。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

入学して間もない学生は、不安が強い反面、信頼関係が築かれるまではなかなか本学教職員に悩みを打ち明けられない状況が予想される。学生が悩みを気軽に教職員に打ち明けられるように対面や電話以外にもオンラインツールを活用できるような環境を整え、いち早く学生の悩みや意見、要望を把握する必要がある。同時に、小規模校であるがゆえに学内での情報共有に時間はかからないが、把握した問題を適切に早急に対処できるよう組織化および体制強化を進めていく。

【基準2の自己評価】

学生の受け入れに関しては、入試委員会を中心に全教職員で情報共有し、アドミッション・ポリシーに従って学生の受け入れの実施と検証を行っている。

学修支援では、入学前教育、習熟度別クラス編成、少人数教育、幼児教育研究会をはじめとした初年次教育等により、学習の支援体制は整備されている。また、クラスアドバイザーや学内外カウンセラーによる支援、出席情報の確認、Teamsによる学生情報の共有等により教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制やキャリア支援の体制は整備されている。また、校舎内および厚生会館にバリアフリーは整備され、障がいのある学生に配慮されている。

学生サービスに関して、定期的な学生意識調査や教職員による面談の実施、相談しやすい雰囲気づくりを行うことで、学生の意見・要望を取り入れ、対応することができているが、今後は学生相談室の積極的な運営や、Teamsなどを活用し、より気軽に、より細かく学生の意見を聞くことが出来るよう体制を整えていく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を踏まえ、各分野に至るまで、卒業に当たって必要とされる要件を具体的に定め、ディプロマポリシーとしてまとめ、学生便覧及びWebページに公開している。また、前期・後期にそれぞれ実施している学生のオリエンテーションにおいて、ディプロマポリシーの説明及び具体的な卒業要件や資格・免許取得要件の内容を周知している。

【3-1-1】【3-1-2】【3-1-3】

【エビデンス集（資料編）】

【3-1-1】第一幼児教育短期大学ディプロマ・ポリシー

[j1_kengaku_r2.pdf\(tsuzuki-edu.ac.jp\)](http://j1.kengaku_r2.pdf(tsuzuki-edu.ac.jp))

【3-1-2】学生便覧（卒業および学位、免許、資格取得）

【3-1-3】令和5年度前期後期オリエンテーション資料

【自己評価】

教育目的を踏まえ、各分野に至るまでディプロマポリシーの策定を行い、学生に定期的に周知しており、ディプロマポリシーの策定と周知は適正に行われている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマポリシーを踏まえ、卒業、免許、資格に関連する修得要件を科目ごとに学生便覧・シラバスに規定、それを基に単位認定基準を策定している。【3-1-4】

単位認定、卒業認定等については、学則に明記され、教務委員会で審議し、教授会で学長が決定し、教学連絡会で情報を共有している。

また、卒業・進級に関しての判定ラインは内規に定められており、前期・後期オリエンテーションで学生に周知、保護者には保護者説明会で周知している。履修科目の評価基準・方法は、主として前期・後期の試験の得点の他、授業時間内の小テスト、レポートや課題等の提出状況および作品や実習等の成果により行い、時間割を提示し、出席状況・受講態度および平常点を加味し、総合的に評価を行っている。全開講科目の内容および評価基準・方法をシラバスに明記し、学校ホームページにおいて公表され周知している。【3-1-5】【3-

1-6】【3-1-7】【3-1-8】【3-1-9】【3-1-10】【3-1-11】

また、実習科目については実習参加を保留とする場合は、「実習手続きのしおり」および内規に基づき、教務実習委員会の審議を経て教授会で決定している。実習参加の保留の基準については、各実習事前・事後科目のオリエンテーションおよび各実習手続きのしおりにおいて、学生に周知されている。【3-1-12】【3-1-13】

成績評価基準は学則に明記され、学生便覧において学生に周知されている。

【エビデンス集（資料編）】

【3-1-4】 第一幼児教育短期大学学則 第4章から第6章

【3-1-5】 保護者連絡会資料（【3-1-3】と同じ）

【3-1-6】 第一幼児教育短期大学履修規程（学生便覧にも記載）

【3-1-7】 時間割

【3-1-8】 第一幼児教育短期大学授業科目等学科課程カリキュラム（HP）

【3-1-9】 学生便覧（開校科目一覧）

【3-1-10】 学生オリエンテーション資料

【3-1-11】 保護者連絡会資料

【3-1-12】 実習手続きのしおり

【3-1-13】 シラバス（web ページ）

[シラバス | 第一幼児教育短期大学 | 都築学園グループ \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](#)

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位の認定、進級および卒業・修了認定等の基準については学則で規定し、学生便覧に明記している。学生に対する周知の方法は、1年生には入学時のオリエンテーション・前期・後期の際に、学生便覧を使用して詳しく説明し周知している。2年生以上の学生にも、同じく前期・後期のオリエンテーションで、当該科目の出席時数が授業実施時間数の3分の2に満たないとき、主に欠席回数を含めた内容を具体的に説明し、周知の徹底を図っている。【3-1-14】

また、幼稚園教諭二種免許・保育士資格の実習に向けての周知は、特に「実習手続きのしおり」を使用して、丁寧に時間をかけて実習オリエンテーションを行っている。【3-1-15】

単位認定については、学則第5章単位認定に「各科目修了の認定は、試験またはその他適当な方法による。ただし、演習、実習および第10条第2項に定める授業科目については、平常の成績により認定することができる」として、「実習手続きのしおり」に結び付けて適用している。【3-1-16】

その具体的な成績評価基準は、学則履修規程の成績評価基準は、「秀」100点より90点まで、「優」89点より80点まで、「良」79点より70点、「可」69点より60点まで、「不可」59点以下と規定しており、各教科の評価について定期試験および日常授業での評価の基準を科目ごとにシラバスに明示し、公正な評価を行うとともに、学生への周知も図っている。

卒業要件は本学に2年以上在学し、62単位以上の単位数を修得した者に対して卒業を認めているが、本学では、入学時ほとんどすべての学生が幼稚園教諭二種免許・保育士資格の両方を取得することを目的としているため、受講科目は全て決定されており、学生便覧および時間割表を配布し、年度当初前期・後期オリエンテーションで説明し理解するように適用している。【3-1-17】

GPAによる総合成績の評価を取り入れており、その内容を奨学金の対象審査および優秀成績者の選出に適用している。【3-1-18】

評価は「秀」「優」「良」「可」「不可」であらわし、試験の結果「不可」となった学生については1回の再試験を行うことができるが、出席日数不足の場合は試験停止となる。なお、やむを得ない事情（忌引き休暇、感染症の病気、就職試験等）で本試験を受験できなかった学生については、追試験を行うことができる。

出席状況に基づく「試験停止」措置については、教務委員会において審議し教授会にて学長が決定し、厳正に適用されている。

また、他大学からの編入または卒業後入学した学生については、単位互換が可能な科目について、前籍校のシラバスを参考に本学シラバスの適性を鑑みて、教務委員会で審議し、教授会で承認された科目は本人に説明し了承の上受講を免除される。なお、他大学における既修得単位の認定単位数が30単位を超えないように定められている。【3-1-19】

【3-1-20】【3-1-21】

【エビデンス集（資料編）】

【3-1-14】シラバス（web ページ）【3-1-13 と同じ】

【3-1-15】実習手続きのしおり（3-1-12 と同じ）

【3-1-16】学則 第5章

【3-1-17】進級・卒業判定資料

【3-1-18】GPA 活用資料（表彰及び奨学金）

【3-1-19】幼稚園二種免許 保育士資格 取得者資料

【3-1-20】履修規程【3-1-6 と同じ】

【3-1-21】学生オリエンテーション資料(3-1-10 と同じ)

【自己評価】

単位認定、卒業・修了認定、成績評価については学則に明記され、学生便覧において学生に周知され、厳正な適用を行っている。

また、全開講科目についてはシラバスおよび各科目の第1回目のオリエンテーション等においてより細やかな説明がなされ、学生に周知されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級、卒業、修了認定等の基準の明確化と厳正な適用について、学則改正に伴うカリキュラム変更等により逐年整備を進めてきている。今後も学生の学修環境を整備しつつ、単位認定等の厳正な適用を考慮しながら、学生の就学意欲の更なる向上に向けてディプロマポリシーを踏まえた授業の改善と評価基準・方法についての改善を図ってい

く。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目の3-2を満たしている

(2) 3-2 の自己判定の理由

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラムポリシーは、本学の教育課程である幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得することを前提とし、本学の教育目的を踏まえて策定されている。また、それらの内容は本学の学生便覧、本学学校案内に記載されている。【3-2-1】【3-2-2】【3-2-3】

また、学年度開始の前期オリエンテーションや保護者説明会でも周知している。【3-2-4】
【3-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【3-2-1】 第一幼児教育短期大学カリキュラムポリシー
[j1_kengaku_r2.pdf\(tszuki-edu.ac.jp\)](http://j1.kengaku_r2.pdf(tszuki-edu.ac.jp))

【3-2-2】 学生便覧

【3-2-3】 学校案内（【2-1-5】と同じ）

【3-2-4】 前期後期オリエンテーション資料（【2-2-12】と同じ）

【3-2-5】 保護者連絡会資料（【2-2-11】と同じ）

【自己評価】

ディプロマポリシーを達成させるための教育課程を編成し、各分野に至るまで各教員がカリキュラムを策定、前期・後期の各オリエンテーションで資料を配布して学生に説明することで周知しており、適正に実施できている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は保育者養成校であるため、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーは一貫して本学の教育目的に則った保育者を育成し、幼稚園教諭免許および保育士資格を取得することを目指したものとなっている。【3-2-6】【3-2-7】

【エビデンス集（資料編）】

【3-2-6】 第一幼児教育短期大学授業科目等学科課程カリキュラム（HP）
[授業科目等学科課程カリキュラム（令和6年度）.pdf\(tszuki-edu.ac.jp\)](http://授業科目等学科課程カリキュラム（令和6年度）.pdf(tszuki-edu.ac.jp))

【3-2-7】 学生便覧（開講科目一覧）

【自己評価】

ディプロマ・ポリシーを基にカリキュラム・ポリシーを策定、それに基づく科目体系となっているので、一貫性は保たれている。また、科目体系によりカリキュラム・ポリシーとシラバスは連携が取れているため、実際の教育の場においてもディプロマ・ポリシーに沿った教育が適正に実施できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では幼稚園教諭二種免許および保育士資格を取得できるため、教育課程は基礎科目と専門科目に区分している。一年間に履修登録できる最大値は一年次で49単位、2年次で50単位である。

これは、本学が保育者養成校であり、2年間で保育士資格と幼稚園教諭二種免許を取得するために必要なカリキュラム編成を行ったうえで時間割をすべて決定しているためである。原則として学生は科目履修登録を行う必要はない。

基礎科目とは学生一人ひとりが持つ豊かな人間性を育み、社会人としての知性、教養を身につけるための科目であり、専門科目とは、幼稚園教諭免許および保育士資格を取得する上での必須科目であり、幼児教育の専門知識と技能の習得に繋げている。

また、令和5年度開講されている基礎科目は、8科目であり、専門科目は56科目である。【3-2-8】

学生は、基礎科目および専門科目をそれぞれの学びの流れに沿って学習をすすめ、幼稚園教諭および保育士資格を取得しており、このような科目配列が、本学学生の高い免許・資格取得率を支える一因と考えられる。【3-2-9】

【エビデンス集（資料編）】

【3-2-8】 学生便覧（開講科目一覧【3-2-7】に同じ）

【3-2-9】 令和5年度免許・資格取得状況一覧

【自己評価】

カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、学生のゴールである幼稚園教諭二種免許と保育士資格取得に向けて、実習および実践により効果があらわれるカリキュラム編成を教務委員会にて検証・審議し、教授会で決定し、教学連絡会において、情報を共有するようにしている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学において、教養科目は、基礎科目として位置づけており、倫理学、文学、日本国憲法、

生物学、情報処理概論、国語、外国語コミュニケーション、保健講義、体育実技の8科目である。各教科（学問分野）に関する概要等を学んだ上で、専門科目であるが2年次に開講される「キャリア講座」担当教員とも連携をとりながら、基礎学力、国語力および幅広い教養を身に付け、保育者の育成に努めている。【3-2-10】 【3-2-11】

また、本学では、教務委員会で教養教育全般や教育課程について審議している。協議事項については、必要に応じて教授会に報告し、学長が決定し、教学連絡会で情報を共有している。【3-2-12】 【3-2-13】

【エビデンス集（資料編）】

【3-2-10】 シラバス（web ページ）

シラバス | 第一幼児教育短期大学 | 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)

【3-2-11】 キャリア講座実施内容一覧

【3-2-12】 第一幼児教育短期大学教授会規程

【3-2-13】 第一幼児教育短期大学教学連絡会規程

【自己評価】

教養教育の実施にあたっては、策定されたカリキュラム・ポリシーを念頭に置きながら必要に応じて、教務実習委員会で検証・審議し、教授会での審議を経て、学長が決定し、教学連絡会において情報を共有するようにしている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 理解度に応じた教育

授業方法および実習計画においては次のような工夫を凝らし、また、学生一人ひとりとの対話を心がけながら理解度に応じた指導を行い、学習意欲の向上を図っている。

① 入学前導入教育

入学前に保育・音楽・国語の3分野の学習教材を配布している。

また、本学入学予定者の中で希望者を対象に、ピアノレッスンと附属幼稚園での子どもたちとのふれあい体験を行う入学前教育講座を実施している。ピアノに関しては、入学後に使用するテキストをもとに音楽基礎知識、演奏の方法を学ぶことで不安を取り除き、またふれあい体験では、子どもたちとの関わりにより保育者としての将来像をイメージ出来る場となっている。入学前に、全学生に対しカリキュラム説明と教材を郵送し、動画を作成したものをオンデマンドで視聴し、事前にピアノ技術を身に付けた上で、入学後スムーズに授業に入れるようにしている。

② 少人数教育

演習科目「子どもと音楽Ⅰ・Ⅱ」については90分間を二つに分けて行っている。45分間は歌唱や童謡指導法についての実践活動を約20名の一斉授業で行い、残りの45分間は一人の教員が4名を受け持ち、マンツーマンでの個人レッスンを行う。学生達はレッスン以外の時間はピアノ練習室（個室）で練習を行っており、ピアノ環境と練習時間の確保がピアノ技術向上につながっている。【3-2-14】

「幼児教育研究会」は学生の希望調査に基づいて12の研究会に分かれ、1グループ

7～15人の少人数編成を実施することにより、科目の特性に応じた教育効果の向上を目指している。【3-2-15】

① 視聴覚機器の活用

本学では、視聴覚機材を設置している講義室及びフロアが10ヶ所あり、PC、DVD再生機、書画カメラ、プロジェクター、スクリーン等が各科目において活用されている。

② 系統的実習の展開と経験の積み重ね

本学の実習は大きく観察実習、自主実習、教育実習、保育実習に分けられる。観察実習は1年次の6月に鹿児島第一幼稚園（附属幼稚園）において実施されている。1年次の早期に園児とかかわることによって、子どもの具体的なイメージをもつことができると考えられる。

また、附属幼稚園の年間行事に対して、支援実習として数名から30名程度の学生を派遣し、正規の授業科目のほかに子どもとかかわる機会が与えられている。【資料3-2-16】

なお、実習協力園に対してそれぞれ本学独自の連絡会を実施しており、保育実習Ⅰ（施設）については、鹿児島県保育士養成校共催「施設実習連絡会」に加入しており、毎年3回の準備会議を経て、合同の実習連絡会を実施している。

(2) その他

合同授業、クラス別授業、グループ別授業といった多様な授業方法が実施されているだけでなく、附属幼稚園の親子遠足や運動会の支援、また、授業内やこどもフェスティバルでも園に足を運んだり、園児たちに短大に来てもらうなど、正規の授業以外に学生が子どもたちとかかわる機会が多く設けられていることから、卒業時の幼稚園教諭二種免許取得率および保育士資格取得率が高いと言える。FD・SD委員会が中心となって前期・後期の各期の終盤に授業評価アンケートを実施し、各科目において項目ごとの集計結果を冊子にし、事務室および図書館に置き、各教員が確認した上で授業の改善に生かせるようにしている。

【エビデンス集（資料編）】

【3-2-14】「子どもと音楽」クラス編成名簿【2-2-4】と同じ

【3-2-15】幼児教育研究会名簿

【3-2-16】行事支援実習名簿

【自己評価】

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、学生のゴールである幼稚園教諭二種免許と保育士資格取得に向けて、実習および実践により効果があらわれるカリキュラム編成を教務委員会にて検証・審議し、教授会で決定し、教学連絡会において、情報を共有するようにしている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、2年間で資格を取得する上で、専門的知識・技術のより深い理解と修

得を図るために授業が細分化されており、学生の負担も大きいため、今後は、予習、復習の時間確保のためのカリキュラムのスリム化や選択科目の導入も視野に入れ、検討していく必要がある。

再課程認定により平成31年度よりカリキュラムの再編成等が行われたが、今後も本学の目的に即したカリキュラム編成を行い、また、授業評価や研究授業の在り方、授業改善への効果的な活用方法を工夫していく。

教養教育実施にあたっては、策定されたカリキュラムポリシーを念頭に置きながら、高等教育機関として必要な教養を身に付けるため、科目や内容を精査し工夫していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている

(2) 3-3の自己判定の理由

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、建学の精神に基づいた教育目標および3つのポリシーを授業の展開や評価に反映させている。【3-3-1】【3-3-2】

学生が履修した科目における成績評価は、担当者によって作成されたシラバスに記載された方法で行われており、学生には成績評価基準・方法をホームページ上に公開されているシラバスおよび各科目の第一回目の授業オリエンテーションで周知している。

成績評価の基準・方法は各教員の裁量で行われており、前期・後期の期末試験の他、レポートや製作物などの課題の成果および提出状況、受講態度、授業時間内に実施している小テスト、実技科目においてはピアノ課題曲などのノルマの達成状況などにより総合的な評価が行われている。

また、全学生に配布される「学生便覧」には、「単位認定の基準」、「卒業要件」の他、「成績評価基準」を含む履修規程、さらに教職課程履修方法、保育士養成教育課程履修方法が記載されており学生に周知している。

なお、卒業生の就職状況および就職先へのアンケート調査による教育目的の達成状況の点検・評価を行っており、令和6年度からは卒業生アンケートを実施し、学修成果の点検・評価の指標として活用し、さらなる教育改善を図っていく。【3-3-3】【3-3-4】【3-3-5】【3-3-6】【3-3-7】

令和5年度卒業生の就職斡旋希望者数は62名中60名、就職者数60名、認定こども園への就職率が22%、幼稚園25%、保育所32%、施設18%、3%が一般企業・進学等であった。

【エビデンス集（資料編）】

- 【3-3-1】 建学の精神（令和5（2023）年度学生便覧に掲載）
- 【3-3-2】 本学3つのポリシー（令和5（2023）年度学生便覧に掲載）
- 【3-3-3】 就職の状況（過去3年間）
- 【3-3-4】 シラバス
- 【3-3-5】 履修規程（令和5（2023）年度学生便覧に掲載）
- 【3-3-6】 就職・厚生課 就職先評価調査
- 【3-3-7】 就職・厚生課 卒業生評価調査

【自己評価】

就職後の就職先評価調査においては、概ね高い数値を得ており、教育目的の達成状況の点検・評価方法は良好である。また、就職実績についても高い進路決定率を維持できており、教育目的は達成している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では学修指導等の改善に向けた取り組みの一環として授業アンケートを実施している。授業アンケートは全科目を対象に半期科目は各期の13回目の講義を目途に実施し、通年科目については28回目の講義を目途に実施している。

授業アンケートの内容は学生自身の受講態度（授業への取り組みなど）、授業内容および難易度、教員の講義に対する熱意や平等性、指導の工夫、満足感となっている。授業アンケートの結果はFD・SD委員会において集計・分析し、教学連絡会において周知・フィードバックしている。これらの授業アンケートの結果を受け各教員は次年度のシラバスに内容を反映させるとともに、自己研鑽を図り講義内容の工夫にあたっている。【3-3-8】

【3-3-9】

【エビデンス集（資料編）】

- 【3-3-8】 FD・SD委員会 議事録（抜粋）
- 【3-3-9】 教学連絡会 議事録（抜粋）

【自己評価】

全教員、全科目を対象として授業アンケートを実施し、学生の意見を聴きとるとともに教育内容や指導方法の改善に活用していることから評価結果の把握、評価結果のフィードバックが実施されていると判断できる。また、教学連絡会等で情報を共有するとともに、教職員の間で相互に相談・協力するなどしており、教職員が一体となって教育内容や指導方法の改善に取り組んでいる。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価の質問項目について、より効果的な質問を検討し直す必要がある。また、自由記述など今後複数の質問項目パターンでの実施を検討する。なお、具体的にどのように次年度の授業内容にフィードバックを行ったかなど検討する機会を設ける。ま

た、令和6年度より卒業生評価調査を導入している。

【基準3の自己評価】

本学は幼稚園教諭二種免許と保育士資格の取得を一つの目的としており、各授業において、本学の教育目標として定める保育者の育成を目指し、多角的な方面からの授業実践および学生評価に努めている。令和5年度卒業生の資格取得状況について、卒業生の94%が保育士資格を、82%が既定の単位を修めて幼稚園教諭・保育士の両免許資格を取得しており、93%が専門職への就職を果たしている。教育目標である保育者の育成という観点から見ても非常に高い割合の学生が本学で取得した免許・資格を活かし保育者として活躍しており、本学における教育目的を達成していると言える。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮

【事実の説明】

本学は、教育研究に関する重要事項の審議機関として「教授会」があり、その下位の機能別委員会として「教務実習委員会」、「自己点検・評価委員会」、「教員資格審査委員会」「学生委員会」「入試委員会」等がある。教授会や各種委員会については役割責任が規程により明確化されており、適正に機能している。また学長は、設置法人の理事長を兼ねており、「理事会」と連携して短期大学を運営することを可能にする体制がとられている。教授会は、権限と責任を有する学長がリーダーシップを発揮して迅速的確に対応できる体制を確立している。【4-1-1】

(1) 学内意思決定のプロセス

教育研究に関する重要事項の決議は、各種委員会から提議され、「教授会」で審議し学長が最終決定している。

(2) 教授会

教授会は、学長が招集し、学長、副学長、教授で構成し、教育研究に関する重要事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項を審議し、学長に意見を述べている。審議事項は、「第一幼児教育短期大学教授会規程」に明記されている。

(3) 教務実習委員会

教務実習委員会は、教務部長が招集し、選任された教員、教務課で構成され、教育・研究、学則及び学科長の諮問事項について審議している。重要事項については教授会に提議や答申を行っている。【4-1-2】

(4) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、学長が主宰し、学長、副学長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、事務長その他学長が必要と認めた者で構成し、自己点検・評価の実施、公表、改善等について審議している。【4-1-3】

(5) 教員資格審査委員会

教員資格審査委員会は、学長が招集し、学長、副学長、学科長、基礎科目担当教員、専門科目担当教員で構成され、採用や昇格に関わる任用候補者の資格を審査している。【4-1-4】

(6) 学生委員会

学生委員会は、学生部長が招集し、学生部長、教職員で構成され、学生生活に関する全般的事項について審議し、教授会に提議・答申している。【4-1-5】

(7) 教学連絡会

毎月1回（下旬）、基幹教員及び専任職員が出席する教学連絡会を開催し、短大の行事運営、入試、教務、実習、学生指導、就職等、短大の全般的事項について協議連絡し、教職員の意思疎通を図るとともに、設置基準改正の際（R4.9.30）に示された教員と事務職員等の連携及び協働、連携体制を確保している。【4-1-6】

【エビデンス集（資料編）】

【4-1-1】 第一幼児教育短期大学教授会規程

【4-1-2】 第一幼児教育短期大学教務実習委員会規程

【4-1-3】 第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程

【4-1-4】 第一幼児教育短期大学教員資格審査規程

【4-1-5】 第一幼児教育短期大学学生委員会規程

【4-1-6】 幼児教育短期大学教学連絡会規程

【自己評価】

短期大学の意思決定組織として学長のリーダーシップを支える教授会をはじめ、各種委員会が整備され、その権限と責任の明確化や機能については規程に明示され、適切に運用されている。また学長は、教授会以外にも、事務長、広報部長、学科長より週報、日報として常に共有がなされた情報をもとに、リーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

学則第57条において、「本学に教授会を置く。」及び「教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。」としている。

第一幼児教育短期大学教授会規程第5条において、「教授会は、学長が次に掲げる事項の決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。(1) 学生の入学、退学、転学、卒業及び除籍、懲戒に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 学則等の制定・改正に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項 (5) 教員の研究業績の審査に関する事項 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」としており、教学に関する本学の意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

また、学長を補佐するため副学長1人を置いている。「第一幼児教育短期大学副学長選考規程」において、副学長は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」を基本的な職務としている。【4-1-7】

【エビデンス集（資料編）】

【4-1-7】 第一幼児教育短期大学副学長選考規程

【自己評価】

学則などにおいて、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築はなされている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

法人の組織及び管理について、組織規程により定めており、法人が設置する各学校等の適正かつ円滑な管理運営を行っている。【4-1-8】

この組織規程に基づき、事務分掌規程を定め、各学校等の事務分掌を明確にし、整齐かつ円滑な業務の遂行と事務の工夫・改善に努めている。【4-1-9】

法人の事務組織については、「事務分掌規程」に示すとおり、法人事務局の事務を処理する法人事務局、大学の事務を処理する大学事務局、短大の事務を処理する短大事務局、その他高校、中学校、幼稚園、専門学校の事務を処理する各事務室を置いている。

法人事務局には総務課、管財課、経理課の3課を設置し、短大事務局には庶務課、教務課、学生課、就職・厚生課、入試課、図書課の6課を設置しており、それぞれ規定された所掌事項を担っている。【4-1-10】

【エビデンス集（資料編）】

【4-1-8】 組織規程

【4-1-9】 事務分掌規程

【4-1-10】 学園の組織機構図（組織規程内）

【自己評価】

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制および職員の配置による業務の効果的な執行体制が確保できている。また、教授会の審議、学長の決定内容が各部長だけでなく、教学連絡会で全教職員に周知されること、また教学連絡会であがった問題を各部会で検討し、改善内容を教授会に図るなど、教学マネジメントは機能している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

基盤となる体制は整備され運用できているので、今後は意思決定の円滑化と学長のリーダーシップの発揮という視点から、各種委員会をさらに適時・効果的に活用するとともに、規程についても今後は自己点検・評価活動を踏まえて定期的に見直していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている

(2) 4-2 の自己判定の理由

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用、昇任に関しては規程を遵守し運用されている。本学は幼児教育科 1 学科を置く入学定員 100 名、収容定員 200 名の短期大学である。

短期大学設置基準に定める教員数は 11 名（学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員数 8 名、短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数 3 名）であり、下記表 5 に示すように 11 名（内教授数 5 名）を配置しており、幼児教育系の専門実務経験が豊富な人材を配置し教育を行っている。

表 5 基幹教員の年齢構成 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

年齢区分	基幹教員の内訳				合 計
	教授	准教授	講師	助教	
39 歳以下	0	0	0	1	1
40 歳～49 歳	2 (1)	0	2 (1)	0	4(2)
50 歳～59 歳	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0	5(5)
60 歳以上	1 (1)	0	0	0	1(1)

() 内は女性の数

- ・ 本学の教職課程（幼稚園教諭二種免許）の基幹教員数は、免許法施行規則に定める科目区分毎に教科に関する科目 4 名、教職に関する科目 4 名を配置しており文科省基準を満たしている。
- ・ 本学の保育士養成教育課程は、学問系列毎に告示別表第 1 による教科目（必修科目）および告示別表第 2 による教科目（選択必修科目）を開設し、11 名の基幹教員を配置し、厚労省の定める 8 名を満たしている。

(1) 採用と昇任

教員の採用および昇任については、「第一幼児教育短期大学教員資格審査規程」が定められている。【4-2-1】

教員の採用・昇任の方針は、表 6 に示すように基本的な考え方を明確にしている。

表 6 教員の採用・昇任の基本的な考え方

項 目	狙い	基本的な考え方
教員の採用	小規模短大の特性上、欠員補充方式	① 設置基準に適合する必要人員の確保。 ② 建学の精神・短期大学の基本理念に適う人材。 ③ 社会のニーズの変化に対応した人材の補強。
教員の昇任	公平性、合理性	① 選考は、現職位 3 年以上を目処とする。 ② 選考推薦は、学科長。 ③ 貢献、実績が顕著で教員資格審査基準を満たす者。

【エビデンス集（資料編）】

【4-2-1】 第一幼児教育短期大学教員資格審査規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

授業内容における教員の資質向上の取り組みに関しては、FD・SD委員会が組織され、授業アンケート等による学生の意見の汲み取りが行われている。評価結果を受けて教員は各教科について、「授業改善計画」を作成、シラバスに反映させている。このようにPDCAサイクルを回すことにより、継続した授業の質向上を図っている。【4-2-2】

その他、実習科目を中心に教員の資質向上、教育内容の充実に向けた取り組みが実施されている。具体的には以下の通りである。

- ・ 講義内容における教員の資質向上を図るために「FD・SD委員会」が組織されている。
- ・ FDの取り組みとして①授業評価アンケートの実施、②アンケート結果の集計、③教員へのフィードバック、④課題の改善に向けた活動、⑤FD研修が実施されており教員の資質向上に寄与している。
- ・ 実習教育の資質向上に向け、保育実習、教育実習担当教員が会議を開き、実習の課題や実習教育の内容、学生指導などについて検討している。また、保育実習I（施設）では鹿児島県保育士養成校が主催する施設実習連絡会に毎年参加し、実習先施設職員と連携を図ることで実習教育の質を担保している。
- ・ 教員の専門性の向上および質の向上を目的に研究支援センターを設置し、学会、研修会への参加をサポートしている。【4-2-3】
- ・ 第一幼児教育短期大学研究紀要を発行し研究活動の発表の場を設けている。
- ・ 教員の研究開発能力の向上については、研究開発力強化を全学的に推進することで、科学研究費申請等、外部資金獲得に挑戦するケースを開始しており、本学として初めての科学研究費獲得を行い、教員の研究・開発に関わる資質向上に大きく寄与している。

【4-2-4】

【エビデンス集（資料編）】

【4-2-2】 第一幼児教育短期大学FD・SD委員会規程

【4-2-3】 第一幼児教育短期大学研究支援センター会則

【4-2-4】 令和5（2023）年度外部資金獲得実績

【自己評価】

教員の資格審査基準にもとづき採用、昇格が実施されている。また、教員の教育や研究開発の資質・能力向上の取り組みも実施されている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置や採用は、保育者養成校の将来を見据えて計画的にすすめる必要がある。本

学の教育目的および教育課程を自己点検・評価委員会で検証し、改善計画を教授会で策定し、中長期ビジョンに加え取り組んできた。

FDについては今後も授業アンケートを実施していくが、さらに公開授業やティーチングポートフォリオの作成、関連教科内だけでなく科目を横断した教育に関する話し合いの機会を設けるなどし、教員が相互に資質・能力を向上できる取り組みを実施する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明】

短大事務局では、職員の事務能力向上のために、以下の施策を講じている。

(1) 新規採用者に対する研修

新採用者に対し、学園内の各学校等および事務局全業務に関する概要、本学科、教育課程、学生生活等について理解させ、事務職員としての基礎知識の定着に配慮している。

さらに、短大計画で新規採用教職員および採用予定（研修中）職員に対し、短大事務局各課業務、各種事務手続棟等を説明・教育し、学内業務に円滑に順応できるようにしている。

表 4-3-1 事務職員等採用者研修

	時期 (年.月.日)	研修 人員	研修先	研修内容
学園 計画	令和 5.6.1~2	2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人事務局 ・第一工科大学 ・第一幼児教育短期大学 ・鹿児島第一高等学校 ・鹿児島第一中学校 ・鹿児島第一幼稚園 ・鹿児島第一医療リハビリ専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長講話 ・学園の概要 ・規程等 ・勤務の心構え ・各学校の概要
短 大 計 画	令和 5.6.5~6	2 人	<ul style="list-style-type: none"> ・短大事務室 ・第二学生寮（女子寮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・短大の特性 ・事務室各課業務 ・各種事務手続 ・学生寮利用要領

(2) 部外研修会等への参加

事務職は、九州地区内の私立短期大学協会主催の研修等に、毎年事務職員を参加させていたが、近年はコロナ禍の影響で研修会そのものが中止になっており、Web会議等様々な機会を活用し、職員としての能力向上を図っている。

(3) 特殊資格等の研修

図書館司書、防火管理者講習等、研修に係るものは、必要に応じて参加している。

【4-3-1】

(4) 「大学地域コンソーシアム鹿児島」のFD・SD活動事業への参加

「戦略的大学連携支援事業」（文部科学省）の鹿児島県内連携校としてFD・SD活動推進委員会として参加していた活動は、平成23（2011）年度から「大学地域コンソーシアム鹿児島」の同事業部会に引き継がれることになった。

経緯を踏まえ、「大学地域コンソーシアム鹿児島」の「FD・SD活動部会」に参加し、その事業内容である職員研修、FD・SD研修を本学のSD活動に活かすようにしている。また、「教育連携部会」にも継続して参加し、単位互換等の教務業務に活かすようにしている。

第一幼児教育短期大学

	開催日	場所	参加者	内容
大学地域コンソーシアム鹿児島地域連携・就職部会(ワーキング)	令和5年6月16日(金)	Web会議	社会連携センター長	「地元企業よかところ発見！」見学ツアーについて
令和5年度第1回大学地域コンソーシアム鹿児島地域連携・就職部会	令和5年8月28日(月)	Web会議	社会連携センター長	「地元企業よかところ発見！」見学ツアー、「進学・就職応援フェアみらいワークかごしま」について
令和5年度第2回大学地域コンソーシアム鹿児島地域連携・就職部会 高等教育機関部会委員によるワーキング	令和5年12月4日(月)	Web会議	社会連携センター長	「地元企業よかところ発見！」見学ツアー、「進学・就職応援フェアみらいワークかごしま」について
令和5年度第4回大学地域コンソーシアム鹿児島地域連携・就職部会	令和6年3月14日(月)	Web会議	社会連携センター長	大学地域コンソーシアム鹿児島地域連携・就業部会令和6年度事業計画について

令和5(2023)年度コンソーシアム関連会議等参加実績

※令和5年度第3回大学地域コンソーシアム鹿児島地域連携・就職部会 高等教育機関部会委員によるワーキング web 会議(2月6日実施)については所用のため、欠席。委任

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

職員の削減に伴い、以前に比べ1人の職員が多様な業務を行う状況になっている。このため個々の能力を向上させる必要があり、上記施策による教育機会においては、事務処理能力・知識・情報の共有のみではなく、帰属意識を高める教育を行うとともに、学園及び短大の全般方針、短大運営の考え方を適時に教育する必要がある。

年2回行うオリエンテーションやその都度行う採用者研修の場を有効に活用する。

また、「大学地域コンソーシアム鹿児島」への参加については、今後SD活動の分野において更なる伸展を図りたい。

【エビデンス集（資料編）】

【4-3-1】 第一幼児教育短期大学防火管理規程

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

(1) 体制・制度

本学では「研究支援センター」が設置されている。【4-4-1】

同センターでは、科学研究費をはじめとする外部資金の申請、執行等をしている。

その他、本学教員の研究成果を公表する機会として、「第一幼児教育短期大学紀要」を毎年発行している。【4-4-2】

(2) 設備とその運営

本学の基幹教員には、大学設置基準に基づいて個別に研究室が割り当てられている。各階には、教育・研究に必要な実習室や演習室及び機器が整備され、規程に基づき運用・管理されている。

【エビデンス集（資料編）】

【4-4-1】 第一幼児教育短期大学研究支援センター会則（【4-2-3】と同じ）

【4-4-2】 第一幼児教育短期大学研究紀要委員会規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

文部科学省による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26（2014）年8月26日決定）」にもとづいて指針を定め、本学における不正行為又はその恐れのある行為を防止する体制を整備している。また、人を対象とする教育・研究及びその臨床応用については、倫理的観点からの審査を行うために倫理審査委員会を設置している。【4-4-3】【4-4-4】

【エビデンス集（資料編）】

【4-4-3】 第一幼児教育短期大学研究支援センター会則（【4-2-3】と同じ）

【4-4-4】 第一幼児教育短期大学研究倫理審査委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

幼児教育研究会担当の教員には、幼児教育研究会費が分配され、有効に活用されている。【4-4-5】【4-4-6】

【エビデンス集（資料編）】

【4-4-5】 幼児教育研究会会則

【4-4-6】 幼児教育研究会資料（令和6年度）

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境の整備については、学内予算及び外部資金の活用による更新や新設等、適切な対応を検討する。

研究倫理については、研究倫理及びコンプライアンス教育の徹底を継続する。研究シーズの積極的な発信や地域企業、地域自治体との連携強化を通じて、積極的な外部資金獲得に向けた動きを活性化するため、学内予算等活用した支援体制の構築を図る。

【基準4の自己評価】

短大の使命・目的の達成のため、適切な教学マネジメントが構築され、教育・研究に必要な教員及び職員を配置し、FD・SD研修を通して資質能力向上に取り組んでいる。また、研究環境を整備・有効活用しており、研究倫理に関する規則を整備し運用している。研究活動への資源の配分も適切に行われている。

以上のことから、基準4を満たしている。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

学校法人都築教育学園は「学校法人都築教育学園寄附行為」において、教育基本法および学校教育法に従い、建学の精神『個性の伸展による人生練磨』に基づいた人材を育成することを目的とする。教育基本法および学校教育法を遵守し、理事会、評議員会等を設置して堅実に運営している。

理事会は、寄附行為第15条により定められており、理事5人以上7人以内をもって組織され、議長は理事長が務める。理事会は理事総数の過半数の出席で成立し、出席した理事の過半数で議事を決する。議事録は理事会の開催場所および日時並びに議決事項等を記載して作成し、議長および出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、事務所に備えている。【資料5-1-1】

評議員会は、寄附行為第18条により定められており、評議員11人以上15人以内をもって組織され、議長は理事長をもって充てる。評議員会は評議員総数の過半数の出席で成立し、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。議事録は評議員会の開催場所および日時並びに決議事項等を記載して作成し、議長および出席評議員のうちから互選された評議員2人以上が署名押印し、事務所に備えている。

【資料5-1-2】

監事2人は、理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。【資料5-1-3】

以上のように、本学は経営の規律と誠実性を維持するための体制を整え、建学の理念達成にむけ、私立大学として独自性を確立するとともに、公共性を高め、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行なっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料5-1-1】 学校法人都築教育学園寄附行為第3章

【資料5-1-2】 学校法人都築教育学園寄附行為第4章

【資料5-1-3】 学校法人都築教育学園寄附行為第7条

【自己評価】

教育基本法および学校教育法を遵守し、同法の趣旨や学園の諸規程に則り、社会の要請に応え得る誠実で規律ある経営に努めていると判断している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

「学校法人都築教育学園寄附行為」(以下、「寄附行為」という。)第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」を規定し、法令を遵守して学校教育を行うことを表明している。

創設者のことば「個性を伸ばし、自信をつけさせ、社会に送り出したい。」を、学園の役員及び教職員の行動の指針とし、誠実な法人経営管理及び学校教育を行っている。

寄附行為に掲げる目的および創設者のことばは、本学学則に反映され、第1条において、「本学は、日本国憲法、教育基本法および学校教育法の規定するところに従い、国家および社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、『個性の伸展による人生練磨』という建学の精神にのっとり、幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道德的および創造的能力をもって『幼児教育』という専門性を学生の個性として伸展させ、これにあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」を目的および使命としている。【資料 5-1-4】

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 5-1-4】 第一幼児教育短期大学学則第1条

【自己評価】

経営の規律と誠実性は維持され、使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

(1) 環境保全への配慮

省エネについて、教職員、学生に啓発を行い、無駄な電力や冷暖房の節約に努めている。夏季(7月～9月)に法人からの「節電実施計画」の指示の下、本学は「節電細部実施計画」を策定し、省エネルギー対策の一環としての節電に取り組んでいる。特に、エアコンの使用については、暖房20℃以下、冷房28℃以上を厳守している。また、夏の軽装化運動の開始・終了日については、法人として統一され、定着している。【資料 5-1-5】

(2) 人権への配慮

ハラスメントについては、「第一幼児教育短期大学ハラスメントの防止に関する規程」により、体制を整備してハラスメント防止の啓発を行っている。【資料 5-1-6】

また、ハラスメントに関する相談窓口の設置及び相談員の配置など、きめ細かに取り組んでいる。

さらに、法人として個人情報 を適正に保護することを目的に「個人情報の保護に関する規程」を整備し、個人情報の適正な保護に努めている。【資料 5-1-7】

(3) 安全への配慮

「学校法人 都築教育学園危機管理規程」「学校法人 都築教育学園保健管理及び安全管理規程」「安全及び衛生管理規程」を制定し、学生および教職員の安全と健康を確保している。法人事務局長を委員長とする「衛生委員会」を月 1 回開催し、衛生管理の推進に努めている。

また、「第一幼児教育短期大学防火管理規程」に基づき、火災、地震等が発生した場合を想定し、防災訓練を毎年 1 回実施している。

【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】 【資料 5-1-12】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-5】 学校法人 都築教育学園節電実施計画

【資料 5-1-6】 「第一幼児教育短期大学ハラスメントの防止に関する規程」

【資料 5-1-7】 個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-8】 学校法人 都築教育学園危機管理規程

【資料 5-1-9】 都築教育学園保健管理及び安全管理規程

【資料 5-1-10】 安全及び衛生管理規程

【資料 5-1-11】 衛生委員会細則

【資料 5-1-12】 第一幼児教育短期大学防火管理規程

【自己評価】

環境保全、人権、安全に対し配慮している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

短期大学の目的・使命の実現に向けて、教学部門と緊密な連携を継続していく。

環境保全および人権配慮については、今後さらに取り組みを強化する。

また、安全への配慮における危機管理体制については、年度の特性に応じた危機管理マニュアルを整備しており、完成後は学生および教職員への周知、リスク予防・回避および発生時の被害の抑制・軽減を図るため、教職員の意識向上と危機発生時に対する対応能力の向上を目指す。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人の意思決定機関である理事会は、第1号理事「学園総長」、第2号理事「第一工科大学学長」、第3号理事「評議員(評議員会推薦者)」、第4号理事「学識経験者(2人)」の5人で構成され、予算、事業計画および決算、事業報告の定例の開催のほか、学園運営の基本に係わる事項を審議するため、毎年6～7回開催している。主に寄附行為の変更、事業計画・予算、事業報告・決算、学則および諸規程の改廃、役員・評議員等の選任等の重要事項について審議し決定している。この際、理事会および評議員会に欠席する際は、委任状を提出させて審議を実施している。

【資料 5-2-1】 【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】

監事は、法人の理事、評議員または職員以外の者から選任した2人が就任し、法人の業務・財産の状況・理事の業務執行の状況監査、毎会計年度の監査報告書の作成及び理事会・評議員会への提出並びに理事会・評議員会を始めとする教授会等への主要な会議に出席し確認をしている。【資料 5-2-4】

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 5-2-1】 学校法人都築教育学園寄附行為第6条

【資料 5-2-2】 学校法人都築教育学園常任理事に関する規程

【資料 5-2-3】 理事会名簿、開催・出席状況

【資料 5-2-4】 学校法人都築教育学園寄附行為第3章

【自己評価】

理事会は、適切に開催され、その機能を十分に発揮して使命および目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

学校法人の理事は本学の教職員だけでなく、医師など幅広い学識経験者で構成されており、今後も幅広い意見を取り入れ、私立短期大学を取巻く厳しい経営環境、社会の変化等に適切に対応する。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3の視点》

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

理事長は、寄附行為第11条では「理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。」と

定めており、学長は学則 55 条により「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定めている。理事長、学長については、それぞれ法人と大学を代表する権限と責任が明確に規定されている。

理事長は、理事会・評議員会等の他に「学校法人都築教育学園運営委員会規程」に基づき、学園の経営改善および管理運営に関し教学部門から報告を受け、連携強化を図り、意思決定に反映している。【資料 5-3-1】

学長は、設置法人の理事長を兼ねており、「理事会」「評議員会」と連携して短期大学を運営することを可能にする体制がとられている。法人事務局長も理事兼評議員であり、学長および法人事務局長との連携により教学部門の意見等は、理事会および評議員会に十分反映されるとともに、経営管理に関する法人の決定事項等も短期大学に周知している。

管理部門の方針や短大の意見が反映される組織的枠組みは、次のとおりである。

(1) 法人と短期大学の関係

短期大学の学長は理事長として、理事会において短期大学の教学部門および運営状況について報告し、法人全体の管理運営に関し聴取している。また、法人と教学部門で実施する「学校法人都築教育学園運営委員会規程」に基づき、更なる連携強化を図っている。【資料 5-3-1】

(2) 学長と副学長の連携状況

副学長は、「第一幼児教育短期大学副学長選考規程」に基づき、学長の命を受けて校務をつかさどる体制を取ることで学長を補佐しており、密接に連携している。

【資料 5-3-2】

(3) 学長と事務長の連携状況

事務長は学長の命を受け、短大事務局の事務を統括している。また、学長との連携を図るため、週報告などより密接に連携している。

(4) 学長と学科長の連携状況

学科長は、教学部門における学長の補佐をしており、学長の指示等を受け、学科内に周知するとともに、学科内の意見等を集約して学長に報告しており、学長と学科長は密接に連携している。この際、全教職員が参加する教学連絡会を活用して、提案などの意見を汲み上げ報告している。

(5) 学科長と事務長の連携状況

学科長と事務長は、日常的な連絡調整の他に、定例の教学連絡会等の場を通じ、管理・教学部門に関する情報を共有し連携している。

(6) 事務長等会同

法人事務局から大学・各学校への指示連絡、相互の意見交換および情報提供等を密にして円滑な管理運営を行うために事務長等会同を開催している。法人事務局長、法人各課長および大学・短大・各学校事務長で構成している。不定期で開催しており、法人事務局長が招集し議長となる。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-1】 学校法人都築教育学園運営委員会規程

【資料 5-3-2】 第一幼児教育短期大学副学長選考規程

【自己評価】

本学は、関係法令等を遵守し、短期大学として建学の精神を基本に教育・研究を推進しており、寄附行為や学園諸規程等に則り、法人および短期大学との良好な関係の下、適切な管理運営機関の意思決定は、円滑に行われていると判断している。

5-3-② 法人および短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

法人の理事会および評議員会には、学長が理事長および評議員として出席し、法人および教学に関する重要事項を審議するとともに、意見交換を行っている。この際、短期大学に関連する議題は、事前に法人事務局が関連する短期大学にヒアリングし調整後に決定している。学長は、理事会および評議員会における決定事項を教授会等で周知しており、法人と短期大学の相互チェックは有効に機能している。

監事は、学園の業務、財産の状況等について監査するに際し、学園業務の中で、教育・研究関係、学生の募集関係等の監査を実施している。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会および評議員会に提出するとともに、理事会および評議員会に出席し意見を述べている。

【資料 5-2-3】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

さらに、決算時に行う定期監査の際には、監査法人の公認会計士と情報交換やリスク認識を共有するため、監査状況についての意見交換を行っている。

評議員会は、諮問機関として理事長、学園総長（現在、理事長が兼務）、法人職員、卒業生および学識経験者のうちから定員 11～15 人中、現在 11 人の評議員で構成している。

評議員会は理事会とほぼ同時期に開催され、法人業務、財産の状況および役員の業務執行状況等について、意見を述べている。

【資料 5-1-2】【資料 5-3-4】【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-2】 学校法人都築教育学園寄附行為第 4 章

【資料 5-2-3】 理事会名簿、開催・出席状況

【資料 5-3-3】 学校法人都築教育学園寄附行為第 14 条

【資料 5-3-4】 監事監査書

【資料 5-3-5】 監査報告書

【資料 5-3-6】 評議員会開催・出席状況

【資料 5-3-7】 理事会議事録

【資料 5-3-8】 評議員会議事録

【自己評価】

法人と短期大学の相互チェックによるガバナンスは有効に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と短期大学のコミュニケーションは、円滑に保たれ、迅速にして効果的な意思決定を行える体制の確立は図られているが、これからも教育の質保証の観点から、コミュニケーションとガバナンスを更に充実させるよう、自己点検・評価活動を通じて組織機能の点検を継続していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

学園は第一幼児教育短期大学のほか、法人事務局、第一工科大学、鹿児島第一高等学校、鹿児島第一中学校、鹿児島第一幼稚園および2つの専門学校（鹿児島第一医療リハビリ専門学校、札幌医療リハビリ専門学校）の計8つの学校等を有している。

予算の編成は、先ず経理責任者である各学校等の事務長が教育計画、研究計画等に基づき、予算積算書を作成、法人事務局経理部長に提出する。その後、法人事務局において、予算単位毎にヒアリングを行い、大幅な増減がある場合は、その理由を明らかにし、併せて前年度以前の収支実績と比較して、精査した数値で予算原案を作成、「学校法人都築教育学園寄附行為」第6章第33条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき、理事会で議決された予算を各部門に配布している。5

【資料 5-4-1】

やむを得ない理由により予算不足が生じた場合は、都築教育学園経理規程第59条（予算の増額及び流用）に基づき、不足予算の増額の申請並びに大科目に属する小科目間の流用を認めている。また、予算の追加その他の変更を必要とする場合は、都築教育学園経理規程第60条（補正予算）の基づき、通常の予算編成手続きに準じて補正予算を編成し、理事会の承認を得ている。【資料 5-4-2】

財務について毎年、前年度の資金収支および事業活動収支の現状を認識し、当年度を含む5年間の経営改善計画（中長期計画）を作成している。【資料 5-4-3】

この経営改善計画を基礎として年度事業計画を作成し、収入および支出の適切な財務運営を図り収入においては、入学定員の確保を最重要事項として、教職員一丸となった募集・広報活動を推進するとともに、退学者の抑制に努力を傾注している。また、必要最小限の施設・設備等を整備するとともに、支出においては、物の大切さを各自に認識してもらい、綿密な計画に基づく無駄のない予算の執行に学園一体となり取り組んでいる。【資料 5-4-4】

短期大学においては、収入の大半を担う学生募集数について現実的な数値を計上、支出については法人事務局と調整を行い抑制した数値を計上している。低迷した令和4(2022)年度募集成果から、募集努力によりやや成果向上が見られたが、更なる収支の健全化を図

っているところである。また、適切な財務運営が確立できるよう教育研究経費を含め、現況に合った募集・広報体制の見直しを計り一人でも多くの学生確保に努めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】 学校法人都築教育学園寄附行為 33 条

【資料 5-4-2】 都築教育学園経理規程第 59 条、第 60 条

【資料 5-4-3】 経営改善計画（中長期計画）

【資料 5-4-4】 事業計画書

【自己評価】

中長期計画を基盤とした各当該年度収支を詳細に把握し、支出については真に必要な案件であるかを精査する等、可能な限り支出抑制に努めていることから適切な財務運営が遂行されつつある。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

収入については、教職員一丸の募集活動の強化、退学者数の減少によりやや増収となった。また、科学研究費や外部資金の獲得に、あらゆる場を活用して応募要領等を説明し獲得数の増大に努めている。

支出については、令和元年度から賞与 50%減額を継続中である。また、補助金を活用し、施設・設備の整備を推進すること及び教職員全体で節約意識を共有し、予算執行時には必要性、費用対効果等について厳正に審査し、物の大切さを認識し一層の支出の抑制に努めている。【資料 5-4-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-5】 財務情報（データ編【表 5-1】～【表 5-5】と同じ）

【自己評価】

教職員一丸の募集活動の強化及び退学者の抑制により、在学生数は若干であるが増加に
転じた。一人でも多くの学生確保に努めることにより、収入増加に繋がってくる。また、支出の抑制により、安定した財務基盤が確立され、良好な収支バランスが確保できることが見込まれる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

教職員全てに対し、学生募集の低迷が収入に影響するという更なる危機意識を強く持たせ、学生募集への一層の努力並びにコスト意識による支出の抑制を認識させる必要がある。教職員オリエンテーションや予算担当者説明会等の場において徹底して教育する。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は学校法人会計基準および経理規程に基づき、適正に実施している。

【資料 5-5-1】

全ての会計伝票を法人事務局において集約し一元的に処理している。会計処理上生じた疑義、問題点については、公認会計士に相談、指導、助言を受け適切迅速に対処し、遅滞なく処理している。

予算執行に際しては伺書にて必要性、調達先、価格数量等を厳正に審査し、不要不急の調達を制限するとともに、経理責任者に正確な予算執行額を把握させ現状に合った無駄のない効率的な予算執行を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】 都築教育学園経理規程

【自己評価】

学校法人会計基準に準拠した正確な事務を遂行している。また、当初予算と決算額に乖離がある場合は、補正予算を編成し会計処理は適正に実施されている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

会計監査は、公認会計士による監査および学校法人都築教育学園監事監査規程に基づく監事による監査を実施している。【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

公認会計士による監査は、私学振興助成法に基づく監査を実施するとともに、日常の会計処理について学校法人会計基準に則った適正な処理であるかを監査している。

監査担当者による監査は、監査計画に基づき定期的に行う定期監査および理事長の命に基づき必要に応じて行う臨時監査があり、被監査部署と日程等を調整し、書類調査および実地調査等を行い適切な監査を実施している。

監事による監査は、決算時に行う定期監査および必要の都度行う臨時監査があり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行い効率的な監査を実施している。

監査において、公認会計士および監事に提出する書類、資料等は正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については速やかに改善処置を行い、適切に会計業務を実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-2】 学校法人都築教育学園監事監査規程

【資料 5-5-3】 学校法人都築教育学園内部監査規程

【資料 5-5-4】 監査報告書

<https://kagoshima.daiichi-koudai.ac.jp/college-guide/information/>

【自己評価】

会計監査の体制は確立しており、監査は厳正に実施されている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計関係職員の知識・技量向上及び会計事故防止のため、会計関係職員に高い倫理観を持たせるとともに、法令規則に精通させる。

会計監査については、公認会計士、監査担当者および監事との連絡をさらに密にし、効率的かつ精度の高い監査が実施できる体制とする。

[基準 5 の自己評価]

本学は、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、建学の精神、教育の基本理念を基本として教育・研究を推進し、本学の目的および使命の実現に向けて、鋭意努力している。また、理事会等からのトップダウンと、短期大学、関係部署、関係委員会等からのボトムアップは円滑に機能し、法人と短期大学とのコミュニケーションを良好に維持し、適切な管理運営が行われており、本学は学長を中心に教育・研究が適切に実施できる環境が整っている。

財務状況については、全教職員による学生募集への一層の努力とコスト意識による支出の抑制を徹底的に再認識させる。

また、会計処理については、学校法人会計基準に従って行っており、監事の監査体制も問題は無く、適正かつ厳正に実施されている。

以上のように、本学は適正な管理の下で運営されており、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

内部質保証に関する全学的な方針は、第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会において審議されている。

自己点検・評価を担当する自己点検・評価委員会の構成メンバーは、学長、副学長、学科長、部長等、委員会責任者、事務長の全学的体制となっている。このため各委員は自己点検・評価の検討中から担当する業務に対する改善の必要性を意識し、短大改革のPDCAサイクルの円滑な遂行を高めている。【6-1-1】

教授会では、短大の自己点検・評価書の審議と承認、短大の改善計画の策定と自己点検・評価委員会への指示を行う。【6-1-2】

【エビデンス集（資料編）】

【6-1-1】 第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程

【6-1-2】 第一幼児教育短期大学教授会規程

【自己評価】

内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立が実施されている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証および向上のために、現在の実施体制のもとで自己点検・評価活動の実施に努め、改善活動の継続的強化を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

自己点検・評価は、平成 29（2017）年度の日本高等教育評価機構による認証評価の受審を含め、平成 28（2016）年度から自主的・自律的な自己点検・評価を実施したことで 8 カ年間連続、毎年実施している。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書を短大 Web ページに掲載している。このことにより自己点検・評価の結果を、学外に対して公表するとともに、学内で共有している。【6-2-1】

【エビデンス集（資料編）】

【6-2-1】 自己点検評価書等の公開（Web ページに掲載）

[認証評価 | 第一幼児教育短期大学 | 都築学園グループ \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](https://www.tsuzuki-edu.ac.jp)

【自己評価】

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有が実施されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

教育研究上の目的に関する情報、教育研究環境に関する情報等の基本情報および事業報告、財務状況については、Web ページに掲載しているものを根拠資料としている。

さらに、現状把握のための調査およびデータ収集を実施しており、調査結果は支援対策や授業方法の向上および自己点検・評価に活用している。

データの分析は、評価項目ごとに各種委員会や担当者を定めて毎年度行っている。分析および点検評価の結果を自己点検・評価書にまとめている。【6-2-4】【6-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【6-2-2】 情報公開（Web ページに掲載）

[情報公開 | 第一幼児教育短期大学 | 都築学園グループ \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](https://www.tsuzuki-edu.ac.jp)

【6-2-3】 学生意識調査結果（令和 4 年度 1・2 年生）

【6-2-4】 授業アンケート設問内容

【6-2-5】 令和 5（2023）年度授業評価結果報告書

【自己評価】

現状把握のための調査やデータの収集と分析が実施されている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価を平成 28（2016）年度からは毎年実施しており、自己点検・評価活動が根付きつつある。今後も毎年の自己点検・評価活動の実施に努め、改善活動の継続的強化を図る。

具体的な取り組みとして、授業評価アンケートに基づき、学修者本位の教育が実践できているか点検することに加え、新たに点検・評価の指標として卒業生評価調査を実施し、授業評価アンケートを反映させた各教員のポートフォリオの作成、公表などを通じ、改善をすすめていく。

必要なデータの収集・管理と分析を継続して行い、エビデンスに基づいた自己点検・評価をさらに継続する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

短大全体として、教授会では、短大の自己点検・評価書の改善案を審議し、改善策を決定し（Plan）、改善策を自己点検・評価委員会に指示する。また、財務事項を含めて短大の自己点検・評価書案を審議し、短大の自己点検・評価書を承認する。【6-3-1】

また、改善項目毎の実施状況についても教授会に諮られている。

自己点検・評価委員会では、教授会で示された改善計画に基づき、各分野・各部門における改善策を検討し、対応する各委員会に改善策を指示する。また、自己点検・評価委員会では、自己点検・評価書案を審議し、短大の自己点検・評価書案として認可し、教授会に大学の自己点検・評価書案を上程する。【6-3-2】

各委員会では、自己点検・評価委員会で示された改善策の実行（Do）の指示、評価基準に基づく評価案の作成（Check）、評価案に基づく改善策の策定（Action）を行い、それらを取りまとめて自己点検・評価委員会に報告と改善案の上申を行う。【6-3-3】

本学幼児教育科では、教育および学生サービスの領域に対して、学内会議においてP、C、Aの各作業、教職員による実施（D）がそれぞれ行われている。

【エビデンス集（資料編）】

【6-3-1】 第一幼児教育短期大学教授会規程

【6-3-2】 自己点検評価書等の公開（Web ページに掲載）

[認証評価 | 第一幼児教育短期大学 | 都築学園グループ \(tsuzuki-edu.ac.jp\)](http://www.tsuzuki-edu.ac.jp)

【6-3-3】 第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程

【自己評価】

学長が自己点検・評価委員会に改善を指示し、自己点検・評価委員会より各委員会におろされ、委員会より上申された改善案を自己点検・評価委員会が点検し、教授会の意見をきいたうえで、学長が承認しており、短大全体のPDCAサイクルの仕組みが確立し、機能的に運営されている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会において、今年度に続き令和7（2025）年度以降も毎年自己点検・評価書を作成し、教育研究に関する事項および経営管理に関する事項のPDCAサイクルを確実に回していく。

[基準6の自己評価]

本学の自己点検・評価は、幼児教育科、各種委員会、事務組織が一体となって全学的に実施している。適切な自己点検・評価を実施するため自己点検・評価委員会を設け、委員構成メンバーは教育研究、経営管理の関連全部署の責任者で構成されており全学的な取組としている。

自己点検・評価の結果は自己点検・評価書をWebページで公表するとともに、学内で共有しているエビデンスに基づいた自己点検・評価を実施するため、定期的なデータの収集、教育情報の公表を行っている。

本学では、教授会、各種委員会、学科、部局の担当が明確になっており、それぞれの責任者が自己点検・評価委員会等の委員として自ら検討作業に関わることで、着実にPDCAサイクルが回る仕組みが確立し機能している。

以上のように、本学は適切かつ誠実に自己点検・評価を実施・活用しており、基準6を満たしている。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 短期大学が持っている人的資源の地域への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 短期大学の公開講座、リカレント教育など、短期大学が持っている物的・人的資源の地域への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

令和 2 年度に「公開講座」「リカレント教育」「出前授業」「ボランティア活動」を四つの柱とした「社会連携センター」を設置し、地域・社会貢献を積極的に行っている。【資料IV-A-1】

社会連携センターに窓口を一括し、講座やボランティア活動の様子をホームページで紹介、また霧島市との連携（広報誌への掲載、霧島市のイベントへの参加）を図ることで認知度も上がり依頼が増えている。

令和 5 年度、公開講座は 10 講座 78 名が参加し、親子講座や音楽、造形分野等の講座を提供した。全ての講座において受講者の満足度は高かった。また、学びなおしの機会として開催しているリカレント教育講座も 8 月に実施した。出前授業は新型コロナウイルス感染症が落ち着いた今年度は依頼が増え、18 講座行った。（学生の）ボランティア活動は霧島市の夏祭りこども広場の運営をはじめ、霧島市こどもセンター支援、献血活動、地域の絵本読み聞かせ活動など多くの活動に参加した。【資料IV-A-2】

このことから、本学では、短期大学が持っている物的・人的資源の地域・社会への提供が行われていると言える。

(3) A-1 の改善、向上方策（将来計画）

毎年、各教員の研究・教育成果を地域に還元する生涯学習活動、保育者養成校としての人材育成、学生が地域貢献を行う場としてのボランティア活動を行っている。リカレント講座については、HP 掲載、幼稚園、保育所、認定こども園へのご案内（チラシ持参）等の広報活動を行ったが令和 5 年度は参加者は少なかった。保育者養成校の使命として、今後更に内容を充実させ、保育者への周知を広げ、さらに拡充に努めたい。

令和 5 年度末、近隣の国分中央高校と高大連携協定を締結し、これまで行っていた絵本の読み聞かせ講座やピアノ講座への講師派遣に加え、本学の手話サークルへの参加等連携の内容を充実させていく。また、県内他の高校での出前授業については今後拡充を目指し、今後高大連携を図っていく。

[基準 A の自己評価]

「社会連携センター」では、「公開講座」「リカレント教育」「出前授業」「ボランティア活動」を四つの柱とし、地域・社会貢献を積極的に行っている。

公開講座では保育者養成校としての保育専門分野による親子講座、各教員の研究・教育成果を地域社会に提供する講座などに多くの地域の方々が参加した。全ての講座

において参加者の満足度は高かった。

また、各教員が取り組むテーマや研究分野によるに出前授業は、多くの小、中、高校からの依頼があり、依頼の学校からの評価は高かった。

献血活動や地域の夏祭りこども広場の運営、霧島市こどもセンター子育て支援活動のボランティア活動等地域への社会貢献活動を積極的に行っている。

以上のことから、短期大学が持っている人的資源の地域への提供は適切に行われていると判断する。

【エビデンス集（資料編）】

【IV-A-1】 令和5年度社会連携センター活動計画

【IV-A-2】 令和5年度社会連携センター活動報告

V. 特記事項

1. 附属鹿児島第一幼稚園との連携について

本学は、学則第 68 条により、附属幼稚園を置いている。昭和 45 年に「霧島女子短期大学附属幼稚園」として開園し、昭和 60 年に「鹿児島第一幼稚園」と改称した。本学の校舎に隣接して設置され、学生と園児の交流が行いやすい環境にあったが、平成 29 年、現在地に移転新築した際に、本学の校舎と一体化した園舎となり、さらに身近な存在となった。鹿児島県内において、附属幼稚園などの教育施設を持つ養成校はほかにもあるが、隣接して設置しているのは本学のみであり、大きな特色となっている。

連携の具体的な内容としては「授業時の園児との交流」「幼児教育研究会活動での園児との交流」「附属幼稚園未就園児親子教室、親子体験講座、子育て講座、園内研修等における本学教員の人的資源の提供」「園行事における行事支援実習」「短大行事への園児参加」「授業時の附属幼稚園教員によるゲストスピーカー」など多岐にわたっている。本学学生にとっては、日常的に子どもたちと触れ合うことにより、子どもの特性や年齢による発達の状況を理解することができるとともに、将来の保育者としての自己をイメージすることにも繋がっている。また、附属幼稚園においては、短期大学の附属幼稚園として特色ある教育を展開することが可能となっている。

また附属幼稚園の設置者として学長が、短大の基幹教員でもある園長代理とともに、県・市の幼稚園協会の会合等に参加し、適切に情報共有を図ることで、学生のスムーズな実習・就職等につながっている。

2. 幼児教育研究会

本学独自の科目の「幼児教育研究会」では、現場で即実践応用できる内容を研究し、研究抄録にまとめる卒業研究でありながら、実際に子どもとの関わりや現場の遊びを想定した実践型研究を通し、各分野において専門性の深化を図るものである。

令和 5 年度は「こども心理研究会」「ヘルスサポート研究会」「こどもスポーツ研究会」「こどもとアクションする「命」と SDGS 研究会」「染め織りあそび研究会」「美術研究会」「発達に応じた運動遊び研究」「自然あそび研究会」「こどもと食研究会」「こどもミュージカル研究会」「こども音楽あそび研究会」「音楽アンサンブル研究会」の 12 の研究会に分かれ、それぞれの研究会において、附属幼稚園と連携し、園児を対象に遊びや観察、コンサートなどの実践活動をおこなった。また、11 月 18 日には附属幼稚園をはじめとした地域の園の親子を対象に「こどもフェスティバル」を開催し、研究会毎に舞台発表や体験ブース、販売ブース等を設け、保護者 86 名子ども 101 名 合計 187 名が来場した。

本学は、カリキュラムの特性上 1, 2 年生合同の科目を設けることが難しく、学友会主催の行事以外に交流する機会が少ない。また、授業・実習の多さと 2 カ年の就学期間ではサークル活動にも限界があるため、学生が好きなことを 2 年かけてじっくり研究し、専門の知識技術を習得する場であると同時に、異なるクラス・学年同士が交流する場にもなっている。加えて、ホテル京セラのパーティエを講師に迎えて作った焼き菓子をフェスティバルで販売するなどの産学連携、絵本の読み聞かせなどの地域ボランティアやこどもフェスティバル等において地域の子どもたちへ学びを還元することで、地域貢献にも繋がることを目的としている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条		科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算する制度はない。	3-1
第 90 条	○	学則第 28 条「入学資格」について明記している。	2-1
第 92 条	○	短期大学設置基準に従い、学則第 56 条、第 57 条に「教職員組織」について明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則 58 条に「教授会」について明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 24 条に「学位の授与」について明記している。	3-1
第 105 条	-	該当なし	3-1
第 108 条	○	学則第 1 条に「目的」について定め、学則第 2 条に「教育目標」、学則第 11 条に「修業年限」について明記している。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	学則第 3 条に「自己評価」について定め、認証評価機構の認証評価を政令の定める期間ごとに受審し、適合認定され、本学ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況については、本学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 56 条・第 57 条で「事務職員及びその他の職員」について明記している。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に以下を定めている。 一 修業年限（第 11 条）、学年（第 6 条）、学期（第 7 条）、休業日（第 8 条） 二 部科、課程の組織（第 4 条） 三 教育課程（第 9-14 条）、授業日時数（第 6 条） 四 学習の評価（第 21 条）課程修了の認定（第 23 条） 五 収容定員（第 5 条）、職員組織（第 56 条・第 57 条） 六 入学（第 27-31 条）、退学（第 40 条）、転学（第 32 条）、休学（第 35-37 条）、卒業（第 23-24 条） 七 授業料、入学料その他の費用徴収（第 42-44 条）	3-1 3-2

第一幼児教育短期大学

		八 賞罰（第 54-55 条） 九 寄宿舎（第 71 条）	
第 24 条	○	学生の学習状況及び健康状況の記録を保持している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒について、学則第 55 条に定めている	4-1
第 28 条	○	各担当部局において備えている。	3-2
第 143 条	-	該当なし	4-1
第 146 条	-	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 27 条（入学資格）に定めている。	2-1
第 162 条	-	該当なし ただし、学則第 27 条に基づき、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者に関しては、教授会の意見を聴いて、学長が転学を許可する場合はありえる。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条（学年）に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	教務課において、学業成績単位習得証明書を交付している。	3-1
第 164 条	-	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを幼児教育科で定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条（自己評価）に定めている。また、都築教育学園規定として、自己点検・評価委員会が定められており、体制は整えられている。	6-2
第 172 条の 2	○	ホームページ「情報公開」で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 24 条および都築教育学園第一幼児教育短期大学学位規程として定めている。	3-1

短期大学設置基準

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

第一幼児教育短期大学

	状況		基準項目
第1条	○	学校教育法等の関連法令が定める基準を満たすとともに、学則第3条に基づき、自ら点検および評価を行い、その結果ならびに認証評価の結果を踏まえ、教育研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条（目的および使命）で人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜 学則第7章第27条「入学資格」を明記している	2-1
第3条	○	学則第10章教職員組織に明記している通り、適切な教育実施研究組織として定めている。	1-2
第3条の2	○	学科連携課程実施学科 該当しない	
第4条	○	収容定員 学則第2章第5条「学生定員」を明記している	2-1
第5条	○	教育課程の編成方針 学則第1章「総則」1条、2条で「目的及び使命」「教育目標」を明記している	1-2 3-2
第5条の2	○	連携開設科目 該当しない	3-2
第6条	○	教育課程の編成方法として学則第4章第9条「授業科目」や学生便覧に明記している「3つのポリシー」の中のカリキュラムポリシーを大学全体及び学科等毎に定め、また、入学試験要項及び大学Webサイト等でも公開している	3-2
第7条	○	第5章第15条「単位認定」や学則第4章第9条「授業科目」や学生便覧に明記している「3つのポリシー」の中のカリキュラムポリシーを大学全体及び学科等毎に定め、また、入学試験要項及び大学Webサイト等でも公開している	3-1
第8条	○	1年間の授業期間 学則第3章7条「学期」にて始業終業を明記している 学年の始業・終業を明記している	3-2
第9条	○	同上	3-2
第10条	○	授業科目に応じて履修者が適切な人数となるよう、クラス数や教室の調整を行っている。	2-5
第11条	○	成績評価基準等の明示等 成績評価 履修規程第9条に明記されている	2-2 3-2

第一幼児教育短期大学

第 11 条の 2	○	大学W e b サイト等でも公開しているシラバスに明記している	3-1
第 12 条		昼夜開講制 該当しない	
第 13 条		連携開設科目に係る単位の認定 該当しない	
第 13 条の 2		上限超え科目登録 該当しない	
第 13 条の 3		連携開設科目に係る単位の認定 該当しない	
第 14 条		他の大学における授業科目の履修等 該当しない	
第 15 条		大学以外の教育施設等における学修 該当しない	
第 16 条	○	入学前の既修得単位数の認定 学則第 7 章第 3 2 条で明記している	3-1
第 16 条の 2	○	第 6 章第 2 3 条「卒業要件」に明記してある。	3-2
第 17 条	○	科目等履修生 学則第 12 章第 5 8 条に明記している	3-1 3-2
第 18 条	○	卒業の条件 学則第 6 章第 23 条に明記している	3-1
第 19 条		夜間学科等についての卒業の要件の特例 該当なし	
第 20 条	○	教育研究実施組織等 学則第 10 章第 5 6 条「教職員」に明記している	3-2 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	大学W e b サイト等に公開しているシラバスに明記している	3-2 4-2
第 21 条		授業を担当しない教員 該当しない	
第 22 条	○	基幹教員数 学則変更中	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	研修 防火管理規程規程	4-3
第 22 条の 3	○	基幹教員数 学則変更中	
第 23 条	○	教授の資格 学則第 1 1 章第 5 7 条に明記している	3-2 4-2
第 24 条	○	准教授の資格 同上	3-2 4-2
第 25 条	○	講師の資格 同上	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	助教の資格 同上	3-2 4-2
第 26 条		助手の資格 該当なし	
第 27 条	○	校地は教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空地を設けている。	2-5
第 27 条の 2	○	短大校地に体育館を持つほか、キャンパスには大学と	2-5

第一幼児教育短期大学

		共用の運動場を設けている。	
第 28 条	○	校舎には、短期大学設置基準第 1 項～第 3 項に掲げられた施設を備えている。第 4 項該当なし。	2-5
第 29 条	○	図書等の資料及び図書館については、学部・学科の教育内容に応じ適切に整備している。	2-5
第 30 条	○	校地面積は、短期大学設置基準上必要な校地面積 8,400 m ² を十分 満たしている。	2-5
第 31 条	○	短期大学設置 基準第 31 条 (別表第 2 イ) の基準 (教育学・保育学関係収容定数 200 人までの場 合の面積) を満たしている。	2-5
第 32 条	○	教員養成に関する学科を持ち附属幼稚園を有している。	2-5
第 33 条	○	教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具を備えている。	2-5
第 33 条の 2	-	該当なし	2-5
第 33 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 34 条	○	第一幼児教育短期大学の名称は、短期大学として適当であるととともに、建学の精神を取り入れた名称となっている。	1-1
第 35 条	-	専門職学科を設置していないため、該当なし。	1-2
第 35 条の 2		専門職学科 該当なし	
第 35 条の 3		専門職学科に関わる教育課程の編成方針 該当なし	
第 35 条の 4		該当なし	4-1
第 35 条の 5		専門職学科の授業科目 該当なし	
第 35 条の 6		該当なし	2-5
第 35 条の 7		該当なし	3-1
第 35 条の 8		該当なし	4-2
第 35 条の 9		該当なし	2-5
第 36 条		共同教育課程の編成 該当なし	
第 37 条		該当なし	3-1
第 38 条		該当なし	3-1
第 39 条		共同学科に関わる基幹教員数 該当なし	
第 40 条		該当なし	2-5
第 41 条		該当なし	2-5
第 42 条		該当なし	2-5
第 51 条		該当なし	1-2
第 52 条		段階的設備 該当なし	

第一幼児教育短期大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第5条の4	○	学則第24条及び学位規程に基づき、卒業者に短期大学士（幼児教育）の学位を授与している。	3-1
第10条	○	学則第24条及び学位規程に基づき、卒業者に短期大学士（幼児教育）の学位を授与している。	3-1
第10条の2	-	該当なし	3-1
第13条	○	第一幼児教育短期大学学位規程を定めている。また、学則第21条により、試験の評価は、秀、優、良、可、不可とし、可以上を合格とすると定め、学則として文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準 項目
第24条	○	学校法人の責務について、理事会において理事及び監事に周知している	5-1
第26条の2	○	事、監事、評議員、職員その他学校法人の関係者に対し、特別の利益を与えていない。	5-1
第33条の2	○	寄附行為第37条で「寄附行為の備置き及び閲覧」について明記している。	5-1
第35条	○	寄附行為第5条で「役員」を明記している。	5-2 5-3
第35条の2	○	私立学校法により学校法人と役員とは委任の関係にあることについて、理事会において役員に周知している。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第15条で「理事会」を明記している。	5-2
第37条	○	寄附行為第11条～14条で「役員の職務等」を明記している。	5-2 5-3
第38条	○	寄附行為第6条、7条で「役員の選任」を明記している。	5-2
第39条	○	寄附行為第7条で「役員の兼職禁止」について明記している。	5-2

第一幼児教育短期大学

第40条	○	寄附行為第9条で「役員の補充」を明記している。	5-2
第41条	○	寄附行為第18条で「評議員会」を明記している。	5-3
第42条	○	寄附行為第20条で「諮問事項」を明記している。	5-3
第43条	○	寄附行為第21条で「意見具申等」を明記している。	5-3
第44条	○	寄附行為第22条で「評議員の選任」を明記している。	5-3
第44条の2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3
第44条の3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3
第44条の4	○	役員の連帯責任について、理事会において理事及び監事に周知している。	5-2 5-3
第44条の5	○	寄附行為において、該当する一般社団・財団法人法の規程を準用している。	5-2 5-3
第45条	○	寄附行為第44条で「寄附行為の変更」を明記している。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第33条で「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」を明記している。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第35条で「決算等の報告」を明記している。	5-3
第47条	○	寄附行為第36条で「財産目録等の備付及び閲覧」を明記している	5-1
第48条	○	寄附行為第38条、役員報酬等規程で「報酬等」を明記している。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第40条で「会計年度」を明記している。	5-1
第63条の2	○	寄附行為第37条で「情報の公表」を明記している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項 目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1

第一幼児教育短期大学

第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	

第一幼児教育短期大学

【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人都築教育学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	Campus Guide 2023	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	第一幼児教育短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 5 年（2023 年度）入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生便覧（2023 年度）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 5 年度事業計画書	

第一幼児教育短期大学

【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 4 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ホームページ内アクセス キャンパスマップ (Campus Guide 2023 背表紙)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧 (規程集目次など)	
	①都築教育学園規程集目次 ②第一幼児教育短期大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 (前年度分)	
	①理事、監事、評議員等名簿 ②理事会、評議員会開催状況 (令和 5 年度分)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間)、監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	①計算書類 (令和元年～令和 5 年度) ②監事監査報告書 (令和元年～令和 5 年度)	
【資料 F-12】	履修要領、シラバス (電子データ) 2024 年度シラバス (授業計画)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	第一幼児教育短期大学 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	①平成 29 年度短期大学認証評価結果について (平成 30 年 3 月 6 日付) ②改善報告書に対する審査の結果について (通知) (平成 30 年 12 月 14 日付)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人 都築教育学園 規程集 寄附行為 第 3 条、第 4 条	
【資料 1-1-2】	建学の精神 (令和 5 (2023) 年度学生便覧に記載)	

第一幼児教育短期大学

【資料 1-1-3】	第一幼児教育短期大学学則第 1 条（令和 5（2023）年度学生便覧に記載	
【資料 1-1-4】	第一幼児教育短期大学学則第 2 条（令和 5（2023）年度学生便覧に記載	
【資料 1-1-5】	建学の精神、教育の基本理念、大学の教育目標、3つのポリシー（W e b ページに記載） j1_kengaku_r2.pdf （ tsuzuki-edu.ac.jp ）	
【資料 1-1-6】	令和 2 年第 3 回教授会議事録	
【資料 1-1-7】	2023 幼児教育研究（抄録）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人都築教育学園寄附行為 第 44 条	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-2】	第一幼児教育短期大学学則第 1 条	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-3】	教育目標	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-4】	第一幼児教育短期大学教学連絡会規程	
【資料 1-2-5】	学生便覧	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-6】	建学の精神、教育の基本理念、大学の教育目標（W e b ページに記載） j1_kengaku_r2.pdf （ tsuzuki-edu.ac.jp ）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-7】	就職・厚生課 就職先評価調査	
【資料 1-2-8】	就職・厚生課 卒業生評価調査	
【資料 1-2-9】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 1-2-10】	第一幼児教育短期大学社会連携センター規程	
【資料 1-2-11】	第一幼児教育短期大学研究紀要委員会規程	
【資料 1-2-12】	第一幼児教育短期大学図書委員会規程	
【資料 1-2-13】	第一幼児教育短期大学 FD・SD 委員会規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	アドミッションポリシー（W e b ページに掲載） j1_kengaku_r2.pdf （ tsuzuki-edu.ac.jp ）	資料【1-1-5】と同じ

第一幼児教育短期大学

【資料 2-1-2】	令和 5 年（2023 年度）学生募集要項 1 ページに記載	
【資料 2-1-3】	令和 5 年（2023 年度）学生募集要項 1～13 ページに記載	
【資料 2-1-4】	2024 年度オープンキャンパス日程 オープンキャンパス 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)	
【資料 2-1-5】	令和 5 年（2023 年度）学校案内 17 ページに記載	
【資料 2-1-6】	過去 5 年間の入学者数・在籍学生数の推移	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 5 年度 入学前ワークブック	
【資料 2-2-2】	令和 5 年度 入学前教育講座資料	
【資料 2-2-3】	「幼児教育研究会」名簿	
【資料 2-2-4】	「子どもと音楽」クラス編成名簿	
【資料 2-2-5】	特別補講実施資料	
【資料 2-2-6】	ピアノ補講資料	
【資料 2-2-7】	「幼児教育研究会」オリエンテーション資料	
【資料 2-2-8】	実習センター規程	
【資料 2-2-9】	出席管理システム（キャンパスプラン教員用 web ページ）	
【資料 2-2-10】	Teams ページ資料（サンプル）	
【資料 2-2-11】	保護者連絡会資料	
【資料 2-2-12】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	
【資料 2-2-13】	合理的配慮資料	
【資料 2-2-14】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-15】	学生情報一覧（サンプル）	
【資料 2-2-16】	保護者連絡会資料	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-2-17】	カウンセリング用アンケート（サンプル）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	キャリア講座実施内容一覧	
【資料 2-3-2】	第一幼児教育短期大学就職委員会規程	
【資料 2-3-3】	就職先継続追跡調査結果（令和 5 年度）	

第一幼児教育短期大学

【資料 2-3-4】	就職の状況（過去 3 年間）	
【資料 2-3-5】	第一幼児教育短期大学職業紹介業務運営規程	
【資料 2-3-6】	令和 5 年度 自主実習名簿	
【資料 2-3-7】	第一幼児教育短期大学社会連携センター規程	【資料 1-2-10】 と同じ
【資料 2-3-8】	令和 5 年度 保育実習連絡会、教育実習連絡会資料	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-2】	保護者連絡会資料	
【資料 2-4-3】	学友会行事予定表	
【資料 2-4-4】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-5】	「子どもと音楽」クラス編成名簿	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-6】	キャンパスプラン web 画面	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-7】	スクールバス時刻表	
【資料 2-4-8】	学生支援・相談室の総括（2023）	
【資料 2-4-9】	第一幼児教育短期大学ハラスメント防止規程	
【資料 2-4-10】	抗体検査結果証明書	
【資料 2-4-11】	保健室の利用状況	
【資料 2-4-12】	都築教育学園保健管理及び安全管理規程（804）	
【資料 2-4-13】	学生便覧 35 ページから 38 ページ 「奨学金制度に関すること」	
【資料 2-4-14】	第一幼児教育短期大学奨学生授業料等減免規程（721）	
【資料 2-4-15】	学生便覧 34 ページ 「学生教育研究災害傷害保険に関すること」	
【資料 2-4-16】	実習実施要綱	
【資料 2-4-17】	第一幼児教育短期大学学費納入規程	
【資料 2-4-18】	学生便覧 34 ページ アルバイトに関すること	【資料 2-4-15】と同じ
【資料 2-4-19】	学生便覧 42 ページから 44 ページ 第一幼児教育短期大学学友会会則	
【資料 2-4-20】	学生便覧 43 ページ 学友会会則 第 5 条	

第一幼児教育短期大学

【資料 2-4-21】	社会連携センター規程	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 2-4-22】	学則第 9 章 53 条	
【資料 2-4-23】	学生寮に関する資料（パンフレット）	
【資料 2-4-24】	学則第 13 章	
【資料 2-4-25】	学生アンケート資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地・校舎等の面積	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-2】	教員研究室の概要	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-3】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-4】	学生閲覧室等	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-5】	その他の施設の概要	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-6】	情報センター等の状況	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-7】	図書、資料の所蔵数	データ編【共通基礎】 と同じ
【資料 2-5-8】	第一幼児教育短期大学附属付属図書館利用規程	
【資料 2-5-9】	第一幼児教育短期大学防火管理規程	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業アンケート設問内容	
【資料 2-6-2】	令和 5（2023）年度授業評価結果報告書	
【資料 2-6-3】	学生意識調査結果（令和 5 年度 1・2 年生）	
【資料 2-6-4】	いじめ・ハラスメントアンケート結果（令和 5 年度）	
【資料 2-6-5】	学生支援・相談室総括（令和 5 年度）	【資料 2-4-8】と同じ
【資料 2-6-6】	クラスアドバイザー用アンケート書式	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

第一幼児教育短期大学

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	第一幼児教育短期大学ディプロマ・ポリシー jl_kengaku_r2.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp)	【資料 1-1-5】と 同じ
【資料 3-1-2】	学生便覧 (卒業および学位、免許、資格取得)	【資料 1-1-3】と 同じ
【資料 3-1-3】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	【資料 2-2-12】と 同じ
【資料 3-1-4】	第一幼児教育短期大学学則 第 4 章から第 6 章	
【資料 3-1-5】	保護者連絡会資料	【資料 2-2-11】と 同じ
【資料 3-1-6】	第一幼児教育短期大学履修規程 (学生便覧にも記載) koudai.ac.jp/faculty_info/	
【資料 3-1-7】	時間割	
【資料 3-1-8】	第一幼児教育短期大学授業科目等学科課程カリキュラム (HP)	
【資料 3-1-9】	学生便覧 (開校科目一覧)	【資料 3-1-2】と 同じ
【資料 3-1-10】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	【資料 2-2-12】と 同じ
【資料 3-1-11】	保護者連絡会資料	【資料 2-2-11】と 同じ
【資料 3-1-12】	実習手続きのしおり	
【資料 3-1-13】	シラバス (web ページ) シラバス 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)	
【資料 3-1-14】	シラバス (web ページ)	【資料 3-1-13 と同 じ】
【資料 3-1-15】	実習手続きのしおり	
【資料 3-1-16】	学則 第 5 章	
【資料 3-1-17】	進級・卒業判定資料	
【資料 3-1-18】	GPA 活用資料 (表彰及び奨学金)	
【資料 3-1-19】	幼稚園二種免許 保育士資格 取得者資料	
【資料 3-1-20】	履修規程	【資料 3-1-6 と同 じ】

第一幼児教育短期大学

【資料 3-1-21】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	【資料 2-2-12 と同じ】
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	第一幼児教育短期大学カリキュラム・ポリシー j1_kengaku_r2.pdf (tsuzuki-edu.ac.jp)	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-2】	学生便覧	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-3】	学校案内	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 3-2-4】	令和 5 年度前期後期オリエンテーション資料	【資料 2-2-12 と同じ】
【資料 3-2-5】	保護者連絡会資料	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 3-2-6】	第一幼児教育短期大学授業科目等学科課程カリキュラム (HP) 授業科目等学科課程カリキュラム (令和 6 年度).pdf (tsuzuki-edu.ac.jp)	
【資料 3-2-7】	学生便覧 (開講科目一覧)	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-2-8】	学生便覧 (開講科目一覧)	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-2-9】	令和 5 年度免許・資格取得状況一覧	【資料 3-1-19】と同じ
【資料 3-2-10】	シラバス (web ページ) シラバス 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-2-11】	キャリア講座実施内容一覧	【資料 2-3-1】と同じ
【資料 3-2-12】	第一幼児教育短期大学教授会規程	
【資料 3-2-13】	第一幼児教育短期大学教学連絡会規程	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 3-2-14】	「子どもと音楽」クラス編成名簿	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 3-2-15】	幼児教育研究会名簿	

第一幼児教育短期大学

【資料 3-2-16】	行事支援実習名簿	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	建学の精神（令和 5（2023）年度学生便覧に掲載）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 3-3-2】	本学 3 つのポリシー（令和 5（2023）年度学生便覧に掲載）	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-3-3】	就職の状況（過去 3 年間）	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 3-3-4】	シラバス	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-3-5】	履修規程（令和 5（2023）年度学生便覧に掲載）	
【資料 3-3-6】	就職・厚生課 就職先評価調査	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 3-3-7】	就職・厚生課 卒業生評価調査	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 3-3-8】	FD・SD委員会 議事録	
【資料 3-3-9】	教学連絡会 議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	第一幼児教育短期大学教授会規程	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 4-1-2】	第一幼児教育短期大学教務実習委員会規程	
【資料 4-1-3】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 4-1-4】	第一幼児教育短期大学教員資格審査規程	
【資料 4-1-5】	第一幼児教育短期大学学生委員会規程	
【資料 4-1-6】	第一幼児教育短期大学教学連絡会規程	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 4-1-7】	第一幼児教育短期大学副学長選考規程	
【資料 4-1-8】	組織規程	

第一幼児教育短期大学

【資料 4-1-9】	事務分掌規程	
【資料 4-1-10】	学園の組織機構図（組織規程内）	【資料 4-1-8】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	第一幼児教育短期大学教員資格審査規程	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-2-2】	第一幼児教育短期大学FD・SD委員会規程	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 4-2-3】	第一幼児教育短期大学研究支援センター会則	
【資料 4-2-4】	令和5（2023）年度外部資金獲得実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	第一幼児教育短期大学防火管理規程	【資料 2-5-9】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	第一幼児教育短期大学研究支援センター会則	【資料 4-2-3】と同じ
【資料 4-4-2】	第一幼児教育短期大学研究紀要委員会規程	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 4-4-3】	第一幼児教育短期大学研究支援センター会則	【資料 4-2-3】と同じ
【資料 4-4-4】	第一幼児教育短期大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-5】	第一幼児教育短期大学幼児教育研究会会則	
【資料 4-4-6】	幼児教育研究会資料（令和6年度）	

基準5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性の維持		
【資料 5-1-1】	学校法人都築教育学園寄附行為第3章	
【資料 5-1-2】	学校法人都築教育学園寄附行為第4章	
【資料 5-1-3】	学校法人都築教育学園寄附行為第7条	
【資料 5-1-4】	第一幼児教育短期大学学則第1条	

第一幼児教育短期大学

【資料 5-1-5】	学校法人 都築教育学園 節電実施計画	
【資料 5-1-6】	「ハラスメントの防止に関する規程」	
【資料 5-1-7】	個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人 都築教育学園 危機管理規程	
【資料 5-1-9】	都築教育学園 保健管理及び安全管理規程	
【資料 5-1-10】	安全及び衛生管理規程	
【資料 5-1-11】	衛生委員会細則	
【資料 5-1-12】	第一幼児教育短期大学 防火管理規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人 都築教育学園 寄附行為第 6 条	
【資料 5-2-2】	学校法人 都築教育学園 常任理事に関する規程	
【資料 5-2-3】	理事会名簿・開催・出席状況	
【資料 5-2-4】	学校法人 都築教育学園 寄附行為第 3 章	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人 都築教育学園 運営委員会規程	
【資料 5-3-2】	第一幼児教育短期大学 副学長選考規程	
【資料 5-3-3】	学校法人 都築教育学園 寄附行為第 14 条	
【資料 5-3-4】	監事監査調書	
【資料 5-3-5】	監査報告書	
【資料 5-3-6】	評議員会開催・出席状況	
【資料 5-3-7】	理事会議事録	
【資料 5-3-8】	評議員会議事録	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人 都築教育学園 寄付行為第 33 条	
【資料 5-4-2】	都築教育学園 経理規程第 59 条	
【資料 5-4-3】	経営改善計画（中長期計画）	
【資料 5-4-4】	事業計画書	
【資料 5-4-5】	財務情報	データ編【表 5-1】 ～【表 5-5】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	都築教育学園 経理規程	

第一幼児教育短期大学

【資料 5-5-2】	学校法人都築教育学園監事監査規程	
【資料 5-5-3】	学校法人都築教育学園内部監査規程	
【資料 5-5-4】	監査報告書 https://kagoshima.daiichi-koudai.ac.jp/post_files/material/52/files/2021/R2jyouhou_kanjikansa.pdf	【資料 5-3-5】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-1-2】	第一幼児教育短期大学教授会規程	【資料 3-2-12】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検評価書等の公開 (Web ページに掲載) 認証評価 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)	
【資料 6-2-2】	情報公開 (Web ページに掲載) 情報公開 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ (tsuzuki-edu.ac.jp)	
【資料 6-2-3】	学生意識調査結果 (令和 4 年度 1・2 年生)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-2-4】	授業アンケート設問内容	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-2-5】	令和 5 (2023) 年度授業評価結果報告書	【資料 2-6-2】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	第一幼児教育短期大学教授会規程	【資料 3-2-12】と同じ
【資料 6-3-2】	自己点検評価書等の公開 (Web ページに掲載) 認証評価 第一幼児教育短期大学 都築学園グループ	【資料 6-2-1】と同じ

第一幼児教育短期大学

	ループ (tsuzuki-edu. ac. jp)	
【資料 6-3-3】	第一幼児教育短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 1-2-9】と同じ

基準 A. 大学が独自に設定した基準

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている知的資源の地域社会への提供		
【資料IV-A-1】	令和5年度社会連携センター活動計画	
【資料IV-A-2】	令和5年度社会連携センター活動報告	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。